

第2回 奈良市特殊勤務手当検討委員会 議事録

1 担当課：奈良市総務部人事課

2 日 時：平成24年5月27日（日） 16：00～

3 場 所：奈良市役所第1研修室（中央棟6階）

4 出席者

委員： 委員長 森裕之、 委員 楠茂樹、 委員 倉本みゆき、
委員 松山治幸

奈良市長 仲川 元庸、副市長 福井 重忠、副市長 津山 恭之

事務局： 小西総務部長、小林総務部理事、外良人事課長、中井人事課長補佐、
池本人事課給与係長、山岡

5 会議事項

(1) 特殊勤務手当評価シートに基づく1次判定結果について

(2) その他

6 会議の内容

○事務局 それでは、定刻となりましたので、第2回奈良市特殊勤務手当検討委員会を開催させていただきます。

皆様には公私とも大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず初めに、森委員長のほうからごあいさつをよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○森 皆さん、どうもお忙しい中、また日曜日ということもありますけれども、こういった形で奈良市特殊勤務手当検討委員会にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます

います。

本日は、作成していただいた特殊勤務手当の第一次判定シートの集計表に基づいて論点整理をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に、お手元に配付させていただいております本日の資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思っております。

○事務局 それでは、お手元の資料のご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、①でございます。資料1ということで、前回配付をさせていただきました奈良市の特殊勤務手当を巡る経過ということでございます。前回、もう少し詳細にということでご請求がございましたので、別紙という形で資料のほうをつけさせていただいております。

まず、別紙1でございますけれども、平成14年度の包括外部監査の結果報告書でございます。

また、別紙2でございますけれども、先の14年の包括外部監査を受けまして、平成18年に措置状況について報告をした部分でございます。

また、別紙3でございますけれども、21年度に住民監査請求を受けまして勧告があった、その内容がわかる資料ということでございます。

また、別紙4でございますけれども、その住民監査請求を受けまして、奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正してございますので、そのときの改廃調書をつけさせていただいております。

また、別紙5でございますけれども、前回、委員の方々から、過去5年間にわたりまして、議会のほうの特殊勤務手当についての議論の内容が知りたいというご指摘がございましたので、過去5年間の分、平成19年3月議会からの分につきまして、抜粋ということでつけさせていただいております。

また、別紙6でございますけれども、さきの3月議会のほうに私ども環境部の特殊勤務手当の改正案を提出させていただいたのでございましたけれども、そのときの討論要旨ということで、つけさせていただいております。

また、そのときに提出をさせていただきました条例、規則の改正案等につきまして、別紙7から別紙8にかけて、その内容がわかるものということで、つけさせていただいております。

また、②、資料2でございます。特殊勤務手当に関する説明というタイトルのA3の横

2枚物の資料でございますけれども、そちらのほうにつきましては、前回の委員会の中でご要望がございました、特殊勤務手当をご検討いただく中で、法的にきちりとした解釈のもとで書かれているものを提出するよというご指摘がございましたので、今回、学陽書房から出版されてございます「公務員給与法精義」という本の中から特殊勤務手当に関するものにつきまして抜粋をさせていただきます、逐条解説的にまとめたものでございます。それをもって、今回、一定程度の物差しにさせていただけたらなという思いを持って、つけさせていただいている部分でございます。

続きまして、③でございます。③につきましては、個々個別の特殊勤務手当について評価をいただくための評価シートでございます。

また、④につきましては、同じく評価シートなんですけれども、これにつきましては、今回の検討委員会の設置に際しまして新設の要望があった評価シートとなっております。

それから、⑤でございますけれども、これにつきましては、特殊勤務手当につきまして中核市並びに県内各市の調査をさせていただきました。その調査表の集計表となっております。あるなしのみを集約させていただいている部分でございます。

また、⑥と⑦でございますけれども、その集計表に集計するに至った内容の詳細を、中核市、それから県内各市それぞれにその詳細を記した内容の一覧表ということになってございます。

また、⑧でございますけれども、特殊勤務手当の評価シートに基づきまして、今回、事前に委員の方々に第一次評定ということで行っていただいておりますけれども、その際の判定シートのサンプル、それからまた判定シートの集計表のサンプルということございまして、その結果を机の上にA3横書きの5枚物の資料ということで、特殊勤務手当第一次判定シート集計表ということで、お手元のほうにお配りをさせていただいておりますけれども、そちらのほうで実際に委員の方々に第一次判定いただいた結果を集計表としておまとめをさせていただきます、お手元のほうに配付をさせていただいているという内容となっております。

なお、資料番号はついておりませんが、当委員会の公開要領と、それに続きまして、前回の議事録をあわせてつけさせていただいているところでございます。ご確認をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○森 ありがとうございます。

ただいま資料をご説明いただきました。何かこの時点で事務局のほうに聞いておきたいということはございますでしょうか。よろしいですか。差し当たりはよろしいですか。

それでは、委員の皆様方から出していただきました個々の特殊勤務手当に係る評価シートをもとにして、これを第一次判定として、それぞれ存続、廃止、見直し、判定保留の4つのカテゴリーに区分していただいております。この集計表をもとにしまして、一つ一つの手当について判定する、もしくは論点整理するという形で差し当たり会議を進めていきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

松山委員、よろしいですか。

○松山 よろしいですか。前にいただいた資料のフォローというか、その辺をちょっとしたいんですけれども。

○森 はい、どうぞ。

○松山 前回、過年度における行政などの議会の対応についての資料をお願いしますということを申し上げました。今回、その資料を整えていただいて、一応拝見したところでございますが、1つだけ例えを申し上げますと、議会の対応ですね。特殊勤務手当というのは、いろんな問題が過年度から山積している問題であろうと思いますが、行政の問題もさることながら、議会でのこの数年間の議事録を見ると、しっかりとした議論が行われていない。

それから、最後の、最近の3月議会ですね、市長から提案された中で、各会派は基本的に反対と言いつつも、見直しが必要だと、それを言っているんですね。見直しとしていたんだら、今まで一体何をしていたんだといった感想を持ちますので、いろんな諸問題について、議会もしっかりとした対応をしていってほしいなということを改めて感じたところがございます。

以上でございます。

○森 今回いただいた議会資料を見て、この何というんですかね、感想、フォローというんですか、いうことでよろしいですね。

○松山 はい。

○森 大体、おっしゃるように、見直しが必要であると言いつつも、ずっと放置しているという議会の問題点があるというご指摘だということです。ありがとうございました。

○松山 もう一つ、よろしいですか。

○森 どうぞ。

○松山 もう一つは、これは再確認ですけれども、前回のこの委員会で話のあった、この特殊勤務手当の見直しに当たって、本俸との関係もあるんじゃないかという意見がいろいろとあるようなんですね。しかしながら、特殊勤務手当というのは、何が何でも、あくまでも本俸を上乗せするものじゃないと、それが大原則だろうと思います。本俸は本俸、特殊勤務手当は特殊勤務手当ということなので、この委員会において本俸がどうのこうのということは一切議論しませんし、もともと本俸とは関係ないものであるので、特殊勤務手当に限って、しっかりと議論していきたいなということを再確認しておきたいなと思います。

○森 今の点について、ほかの委員の皆さん。

○楠 異論ありません。

○森 よろしいですか。

○倉本 私は、重複しているという部分がこちらの議会のほうの話題の中でも出ていたんですけれども、そういうのはもう考慮せずに、特勤手当だけで、例えば年末年始の手当と、それと休日の手当と、その辺の区別は……

○森 重複ですね。それは議論になります。

○倉本 それはいいですね。そうしないと……

○森 今おっしゃられたのは、本俸ですね、給料そのものと手当ですね。給与表の関係で低いので、それを手当という形で、何というか、本来の趣旨とずれるような形で手当が出ているとしても、それは給料が低いからということは考慮しないということを確認したいということで松山委員がおっしゃったということですね。委員会の姿勢として、それでよろしいでしょうか。

○倉本 はい。

○森 ありがとうございます。では、今おっしゃっていただいたことを前提にして、判定シートの内容を確認していきたいと思います。委員会として本俸の問題について何かコメントがあるようであれば、最後に何かを出すということは、ありかなというふうに思っております。しかし、我々はこの特殊勤務手当そのものについて検討するということですから、あくまでもここに限った内容でということを進めたいと思います。松山委員、よろしいですか。

○松山 はい。

○森 それでは、順を追って進めていきたいというふうに思います。

では、事務局から用意していただいた、さっきの③という資料がお手元にありますか。各担当課から出していただいた評価シートを参考にしながら、それぞれつけていただいた判定を確認していきたいと思います。

我々は具体的な事務の内容というのがわからないところがありますので、何か必要があれば、事務局のほうからも適宜、誤解があるとか、補足をするべき点があるというふうに判断されたら、ご発言いただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、まず1つ目、奨励手当からでございます。

奨励手当は、幾つかの課のほうに出されております。まず、これは滞納整理課から介護福祉課まで出ていますけれども、これは基本的に同じものであると。滞納整理課、債権整理課も基本的には同じものであるという理解で、これは事務局よろしいですか、そういう理解で。

○森 各委員の皆様もそのことを、そのように想定して回答を書かれているというふうに思います。お一人ずつ、コメントの部分を見たいと思うんですけれども、まず私からですけれども、例えば市税であったり、債権の回収業務というのは、当然、担当課の通常業務の範囲内。つまり、払っていない人がいれば、払ってもらうようにするというのは、当然のことだというふうに判断しますが、電話をかけて済むとか、実際に行かなあかんとか、その辺のところの違いはあるのだらうと思うんですけれども、私は、前提として通常業務の範囲内ではないかということで、一応バツという形にさせていただいております。

同じバツをつけている倉本委員のほうからお聞きしたいと思います。

○倉本 同じように思いました。名前が滞納整理課ということであれば、当然、業務の中に入っているだらうと思います。

○森 例えば、滞納者の方のご自宅へ行かれたり、事務所へ行かれたりしても、それも通常業務の範囲内だらうと……

○倉本 と思いましたがけれども。

○森 そうしたら、松山委員は丸ということですが。

○松山 ご自宅に行かれて差し押さえし、行政執行するというのは、そういう現場も見たことがありますけれども、なかなか辛い思いを、ここでいう不快な気分というんですか、辛い思いをするので、そういうことはあってもいいかなということで、丸にしました。

○森 業務の質を考慮して、丸ではないかと。楠委員、よろしいですか。

○楠 私も丸にしたんですけれども、なかなか通常業務の範囲内かどうかという線引きも

難しいところもあると思うんですが、件数がそれほど、毎日のようにあるというわけでもない。やはり当たってしまった人は、相当ストレスを感じながら仕事をするようになるのかなということもあって。ただ、先生方がおっしゃったように、整理課というか、この課にいる以上、当然仕事をしなきゃいけないものであるということも考慮すれば、そういうことかもしれませんが、イレギュラーな部分もあるのではないかとということで、これは丸にさせていただいたところです。

○森 今のお話を伺うと、イレギュラーな部分については、通常だったら、確かに支給額で見ると、レギュラーな形では発生していないけれども、イレギュラーな形で負担の大きいものが発生すると。それについては手当を出してもいいのではないかと、こういうお話ということで賜ってよろしいですか。

○楠 そうですね。そのすべてにかかわるような仕事をやった場合には、この単価がどうかわかりませんが、そういうストレスも、不快な勤務ということで、それについての特別な手当というのはいないのかなと。

ただ、先ほど申し上げたように、通常業務かどうかの線引きというのは、ほかの件でも出てきますけれども、なかなか難しいところもあるので、この中では、通常業務といえども、まだその中でもイレギュラーなものというものを特別にやることができるのであれば、これは一つの特殊勤務なのかなと。

○森 なるほど。

倉本委員、いかがでしょうかね。支給額で見たらイレギュラーだし、松山委員は、実態から見ても、やっぱりかなり精神的なストレス、不快感を伴うものだとということなんですね。ですから、そこで一定の線引きをしても構わないのではないかとというのが、お二人の先生のご意見を合わせた見解になると思うんですけれどもね。

○倉本 思うんですけれども、実際にはどれぐらい不快かというようなことまでは、ちょっと自分の中では……

○森 そうですね。松山委員、その辺、何か、少しご意見をお伺いしたいなと思うんですけれども。

○松山 要は財産というか、全部取られちゃうわけで、そういう場面を自分の目の当たりにして、目の前で見てやるようなことがあって、やはり日常業務とはいえ、余り経験しない、ちょっと辛いというか、先ほども言った話で、ストレスではないということ。そんなところで、件数というか、一つの、滞納整理課だけしか実績はないんですけれども、そん

なはないのかなと思うんですけれども、やはり技術的というか、そういうときがあれば、こういう制度があってもいいかなと思っています。

○森 先ほど楠委員が言われたあれといいますと、同じ課の中でも、たまたまこれに当たった人だけ特別に、その課の中ではほぼ負担が発生するのではないかという趣旨のことをおっしゃっておられたような感じがするんですけれども・・・。

○楠 そうですね。業務負担というか、平準化できるのであれば、また話は別かもしれませんが、その辺の考慮がちゃんとなされるのであれば、バツでもいいかなと思うんですね。その課に行った以上は一定程度持つんだということを前提にして、それが不平等なものでなければ、それはまた話は違ってくると思います。

○森 ただ、件数の実態からすると、どうしても不平等が発生しがちということになるんですかね。

○楠 ですから、私はちょっと微妙なライン。

○森 そうですね。いきなりちょっと意見が分かれてしまっているところがあるんですけれども、論点ははっきりしているというふうに思うんですね。通常業務というふうにみなすか、それとも、グレーなんだけれども、イレギュラーなもので、かつ負担が大きいというところで手当をつけるという、どちらかということになるかと思うんですけれども。何か楠委員のほうで。

ちょっと、いきなりですけれども、これは後でまた戻ってきてよろしいですか。ほかをやっていく中で交通整理が非常にできてくる可能性がありますので、今のところ、少し保留ということにさせていただきたいと思います。

2つ目の行旅病人処理手当、これは保護第一課、第二課という形で出されております。これは同じ業務をされているということでもよろしいですね、第一課、第二課。

○事務局 はい。

○森 同じということですね。

それで、これは行旅病人に係る措置ということで、これは全員が丸ということですね。

一応お伺いしておきたいと思うんですが、私の場合は、これは行旅病人の対応ですので、通常業務とは言えないわけですね。しかも、どういう方が倒れられているとか、その後、病院での処置が必要かわからないということで、やっぱりかなりの精神的負担とか緊張とか伴うだろうということで、これは特殊勤務手当として出すというのはふさわしいだろうというふうに思いますので、丸というふうにしました。

松山委員は。

○松山 同じで。

○森 同じということですか。 楠委員。

○楠 同じです。

○森 同じですか。 倉本委員。

○倉本 同じです。

○森 同じですか。

そうしたら、これは事務局のほうは何か特徴を含めてありますか。 ないですか。

事務局 そのものにつきましてお認めいただくということについては、何ら問題はないかなど。意見はございません。

○森 奈良市の場合は余りないということですね。わかりました。そうしたら、これは全員一致で丸ということにさせていただきたいというふうに思います。

その次に、行旅死亡人処理手当、これも先ほどと同じ理由で私は丸にしていますが、ほかの委員の皆さんも同じということで。松山委員だけ、ちょっとこれは、引き上げ、金額についてコメントが書かれています。

○松山 答えは皆さん方と一緒にようです。存続ということで結構です。

○森 倉本委員もあれですね、金額の見直し。

○倉本 はい。ちょっと何か、もしかしたら低いのかなと思います。

○森 低いかなと。

○松山 よろしいですか。

○森 はい、どうぞ。

○松山 この問題だけじゃなくて、いろんな手当がいっぱいあって、金額は数百円程度というのが多いんですけども、要は、ちょっと一般的になるんですけども、著しく困難だとか、危険だとか、不快だとか、不健康と書いていますよね、基本的に。本当にそんなに危険だったら、そんな安い金額でいいのというような考え方があります。そういう意味で、逆に、そういう安い金額でいっているということは、そんなに困難で、そんなに危険なの、そんなに不快なのと。つまり著しくないんじゃないかというところに返ってくるというのが一般論です。ただし、そういうことからして、この件はなかなか大変な業務のように思いましたので、存続ですが、私は引き上げられてもいいんじゃないかなといった回答です。

○森 今で楠委員、どうですか、金額の。なかなか基準というのは難しいと思うんですけども。

○楠 難しいですよ。後で消防の話も出てきますけれども、実際に現場に行っているというのは。もともとビルトインされてきて、そういった使命感で仕事をされている方ですから、あってもなくても余り業務の効率化は変わらない気がするんですよ。かといって、じゃ、1回1万円出したら効率的になるかといったら、ならないと思うんですよ。ですから、その辺はすごく微妙な話で、逆に言ったら、なくてもいいということになってしまうんですよ。

ただ、この場合、やはり消防なんかと違って、通常業務の中に本当に入っているかという、入っていないわけですから、これに対して、もともとの趣旨からすると、何か払わなきゃいけないという、払うべきだという、結論から言うんですけども、ただ、この場合、額に関しては、すべてにおいて修正は可能だと思いますけれども、条件が条例に決まっている範囲内において。けども、実際に妥当かどうかというのは、なかなか判断しがたいですよ。1,500円という。500円なのか、3,000円なのかというのは、なかなか難しいですよ。これは民間との比較もできるわけありませんしね、やっぱり微妙なところかなと。

○森 同じような形態の事件があったときに、保護第二課から行旅死亡人処理手当以外のものと同じようなものを出しているのかどうかという……

○事務局 私ども市営の住宅であろうが、道路上であろうが、歩いていて、身寄りのない方につきましては、すべてが行旅死亡人ということになりますので、管轄につきましては保護課ということになってしまいます。

○事務局 あくまでも行旅というのは、身寄りがなく、どう対応していいかわからない場合は保護課担当としての、もし亡くなられていた場合は、それに対する処理をさせていただくということでございます。

○森 わかりました。これは遺体引き取り等になるから、遺体引き取り等は、身寄りのある人は、その方がされるので、こういう業務は発生しないということですね。わかりました。

これは、金額の議論はちょっとあるんですけども、なかなか難しいというのはありますけれども、どうですか。とりあえず、これは明らかに低いだろうとか、これは明らかに高いだろうというものは議論したいと思うんですけども、この1,500円の額ですね、これが高いか低いかというのは即断しにくいところが。

○楠 ちょっとよろしいですかね。

○森 はい。

○楠 なかなかこれ視点というのが難しく、特殊勤務手当の趣旨になると思うんですけども、仮にオプション制にして、この金額だで行くか行かないかという形でやるのか、そうじゃなくて、職務命令だから当然やるという前提なんだけれども、そういうふうな特別な仕事を与えたので、実際もらっている方よりも少し色をつけましょうという趣旨なのか、全然意味が違ってくると思うんですよね。ただ、前者だったら、もっと高くないと、恐らく手を挙げる人はいない。だけど、思うんですよ、これは。後者ですから。そうすると、金額を考えるときの視点がある程度合わせないと、なかなかその辺の議論というのはできないので。そうすると、前者じゃなくて、後者となったときに、額が妥当かどうかということ判断するのは難しいですけどもね。前者であれば、皆さんにアンケートをとって、どうなのかというのはあるかもしれませんが、なかなか後者の場合というのは、職務命令で行くという前提なんだけれども、行くか行かないじゃなくて。行くという前提でどうなんだと、どのくらいのを色をつけてあげるべきなのかということだと思うので、そこはなかなか私はちょっと即断できない。

○森 そこは、我々としては、後者のほうという前提でいいかと思うんですね。つまり職務命令で、市民の立場から見て、市役所が対応すべき業務が発生すると、そのときに担当部局の中に何人かいて、そのときに、金を出すから、おまえ行ってこいというのは不正常的なので、そうじゃなくて、あくまで職務命令として行くと。ただし、それに伴う付加的な、精神的な負担であったり、肉体的な負担であったりということについて加味して手当を出すというのが趣旨だというふうに思いますので、立場としては、今、楠委員は2つのうちの後者のほうに出すべきだというふうに判断しますが、それでよろしいでしょうか。

○楠 はい。

○森 そういうことであれば、もし後でまた金額について、この点についてありましたらあれですけども、今のところはこれでということで。よろしいですか、松山委員と倉本委員。

○倉本 はい。

○森 よろしいですか。それでは、もうちょっとという意見はあるかもしれませんが、また何かありましたら、後で出していきたいというふうに思います。

それじゃ、これは丸と、存続で丸ということできかせていただきたいと思います。

次に、5番の火葬作業手当です。

これは、ちょっと見解が微妙に分かれております。私と倉本委員がバツということなんですけれども、私は全くの、滞納整理と同じように、これは通常業務の範囲内というふうに判断しましたので、バツというふうにさせていただいております。倉本委員も同じということではよろしいですか。

○倉本 はい。

○森 それで、松山委員が三角ですね。見直しということなんですけれども、ご説明いただいてよろしいですか。

○松山 火葬場に勤務されている方全員じゃないということです。火葬の本来業務、火葬という直接業務にタッチした日、毎日あるでしょうけれども、タッチした日、もちろんタッチされた方ということに限っての手当は継続でいいじゃないでしょうかということです。

○森 楠委員。

○楠 私は、通常業務というところを考えると、バツに近いんですけれども、これは火夫さんとなっていますので、恐らくそういう方たちが対象になっているんじゃないかと思うんです。だから、件数を見ても、恐らく、少ない人数でこれだけの件数をやっているということは、日常的にもらえる手当なのかなというふうに思ったんですね。けども、そうすると、バツに近づいていくんですけれども、やはりこれも先ほどの滞納整理と同じか、それ以上に相当ストレスのたまるものかもしれないし、あと、実際に危険な、火を扱うものですから、その辺を考慮すると、日常的になっているとはいえ、こういったものに対して何らかの特別な考慮というものがあってもいいのかなということで。ただ、もう通常業務化しているのは間違いないので、だから、私はちょっと判断できなかったということで、四角にしました。

○森 事務局のほうから、お仕事の内容等、何か補足すべき点があれば、少しいただきたいなと思うんですけれども。

○事務局 火葬場につきましては、1月1日から3日までの三が日、この3日間を除きます362日の運営になってございます。現在、毎日、火葬はないということになってございますので、私ども8基の炉があるんですけれども、ほとんどフル回転に近いということで、受け入れられない部分については他市さんのほうに行ってもらっているというような現状もございまして、業務が行われない日はないというふうに聞いてございます。火葬業務については毎日あると。

先ほどの中でも、火夫ということが対象でございますので、一般的に支給している手当でもない。火夫と呼ばれる、火葬に従事する方に手当として支給をさせていただいているというふうな性格のものでございます。

○森 業務の内容については、危険であったり、精神的なストレスがあるんだよとか、そういう実態というのは。

○事務局 火夫である職員等の意見の中では、やはり危険を伴う、また不快というようなものは、そういうふうに思っているということは聞いております。

危険を伴うというのは、炉の中に入れる際に、棺の中に燃えるものしか入れないのにもかかわらず、それを何か金属的なものを入れられたりとかいうような場合の危険というものもあるであろうということが、それも一つの対象となるということは聞いております。

○森 それはあれですかね、本来燃やしてはいけないものを遺族の方とかが入れて、危険があるということですか。

○事務局 そうですね。変な言い方ですが、燃えている状況とかを確認する窓がありますので、それを見るときに危険というものも含めて、そういう燃やせる、燃やせると言うとおかしいですけども、燃えるものを入れてくださいという注意書きにもかかわらず、危険なものが入っているときもあるということは聞いております。

○森 この火夫という職務というのは、これは何というんですかね、ずっと同じ方がやり続けるわけですか。配置転換、そういうのはない。

○事務局 配置転換はございません。

○森 エキスパートということですね。ずっとされている。

○森 今の点、いかがでしょうかね。今、事務局のご説明であれば、本来、普通に燃やせば、全く危険はないというわけですね。通常考えられる範囲では危険がないとみなしているわけですか。

○事務局 処分をされる時点以降は、やはりそれを荼毘に付された後、骨上げをされるとか、そういうところの、あと、その後の処理とかも含めての火夫の従事という形でございますので、そこら辺、一連の流れとしては、やはり危険、不快というところの中に入ってくるのかな。これは事務局としての意見でございます。

○森 どうですかね。

○楠 私は四角の理由ということになるんですけども、今みたいな話を聞くと、それは特別に考慮してあげなきゃいけないというふうに思えてくるわけなんですけれども、それ

はどちらかという、特殊な勤務に対する手当というよりは、職種に対する手当というふうな話になっていくのかなと思うんですね。だけど、我々は職種、それ自体に対する手当は議論しないという前提に置いていますので、そういった特別な勤務かどうかという、その置かれた職種の中で特別なものかどうかということも議論していくべきだと思うんですね。そうすると、こういうふうな採用のされ方をして、これが特別なものというよりは、日常業務化しているということであれば、これはバツになっていくだろうし。ただ、その部分で、どれだけ特別な措置というものを、1日の中でもそのときに特にストレスの強い時間帯であるとか、そういうことを考えていくのであれば、それは滞納整理と同じような話になってくるかなと。どちらかという、バツに近いかもしれません。

○森 いかがですかね。つまり、今、楠委員がおっしゃったのは、火夫というエキスパートとして入ってきていると。そういう仕事なんだから、その仕事が不快だからということで手当を出すというのは、本来の趣旨からおかしくて、その職種に応じた給料表ということで、本来は、もしそれが事実だとしてですよ、そうなるべきであるということですね。だから、手当として、今、事務局からあった議論の中でつけていくというのは、おかしいのではないかというお話ですね。

もう少し言うと、例えば火夫の仕事の中でも特別に重い負担がかかってくる、そうですね、何か事例としてなかなか出しにくいです。例えば回数が非常に多いとか、そういうようなときには手当の対象になるだろうけれども、通常の業務の中では、それは手当として加味すべきではないのではないかと、こういう趣旨ですよ。

いかがでしょうか、松山委員。

○松山 本来、まず、大体お二人のようですね。年間362日あるということで、1,000円で計算するというので、常態化しているんですね。もう勤務していれば毎日あるので、毎日1,000円ずつの手当がついているということで、そういう意味では、今、森委員長がおっしゃった職種手当的に近いかなと。そういう意味では、特殊勤務手当という概念には入ってこないかなと。そちらで手当すればいいんじゃないかなということですね。ただし、職種であろうと、やはり非常に不快。私は、危険というよりは、不快な思いをする仕事だろうと思いますので、そういう意味では存続ということにしますけれども。

○森 今の話であれば、やっぱり職種に応じた本給という形でいくほうが妥当だということでよろしいですかね。

倉本委員、今の話を聞いてどうですか。

○倉本 やっぱり同じように、特殊なというのには当たらないんじゃないかなというふうに思いました。

○森 それでは、この火葬作業手当については、勤務の大変さとか不快さということについては、何というかな、それほど委員の中で違いがあるわけではないんだけど、それは通常業務の中の範囲であって、特殊勤務手当の対象にならないということで、バツということよろしいですか。

○倉本 はい。

○森 それでは、次に、6番目、清掃勤務手当です。

これも企画総務課から施設課までありまして、これも同じものだというふうに考えてよろしいですか、事務局のほう。よろしいですか。ということですね。

これは、全員バツになっております。

私のほうは、これも先ほど来出ていますのと同じなんですけど、通常業務の範囲内であると当然考えられるということで、バツにしております。

それでは、順番にお願いしたい。松山委員、いかがでしょうか。バツにされていますけれども。

○松山 もちろん通常業務であるし、特に対象が現業でないというような関係者ですから、廃止ということで。

○森 これは技術職員という場合、現業の方も入っておられるんですか。これは両方ともあれですか、事務職員は多分、現場に従事はしていないと思うんですが。

○事務局 事務職の中には現業は入っておりません。

○森 技術職員。

○事務局 技術職ですか。

○森 技術職のほうはどうですか。

○事務局 入っておりません。

○森 だれも入っていないですか。 楠委員。

○楠 コメントは書いていませんけれども、そういったところに所属しているという、それ自体につくものは特殊勤務手当ではない。

○森 先ほどと同じ形ですね。火葬作業手当。 倉本委員は。

○倉本 同じように、やっぱり業務のうちだと思います。

○森 私も先生方と同じ意見です。

○松山 事務職員及び技術職員に払われている。例えば、事務職員というのは。

○事務局 事務職員でも、環境事業室に勤務している職員というのは、全く事務だけということじゃなくて、やっぱりごみ処理に若干携わるような部分がございますので。もちろん、ごみを持ち込んだときの、それを受け持つ仕事であったりとか、収集がおくれて、市民の方からどうしてもすぐに取りに来てくれとかいうような場合は、事務職員であっても収集作業に従事する……。そういう部分がございます。技術職員はもちろん、もう少し事務職員よりは、実際、現場に携わるような仕事が多いですので、そのことを含めて技術職員にもこういう清掃勤務手当というようなものを支給している。

○森 ちょっと確認したいんですけども、今の話だと出来高みたいに聞こえたんですけども。

○事務局 出来高ではない。

○森 ではないんですね。ただ、現場へ行く、行かないにかかわらず……

○事務局 ここへ勤務すると、ある意味、可能性ということの意味で、そういう手当を支給しておると。

○楠 質問なんですけれども、つまり所属していることに対する……

○事務局 そういうことです。

○楠 そうですね。そういった意味で私は廃止だと。

○森 いかがでしょう。

一応、事務局の今の説明、市に対する回答にのっとった説明ということですけども、そういう現場に行くと、その作業が暗に不快感が伴う等々で、その可能性があるということで、日額250円ですか、つけておられるという、そういうご説明でよろしいですね。

○事務局 はい。

○松山 やっぱり廃止。通常業務……

○楠 通常業務というか、そもそも所属していること自体に何か……

○松山 通常業務以前の問題。何もしていないのに出ているということでしょう。

○森 通常業務としても議論の余地はあるけれども、それ以前として出ているものがあるということですね。ただ、今、事務局の説明だと、行くときもあると。特に技術職員の場合、行くときもあるというところがあったので、そこについてはどうですか。

○事務局 もしそういうのが必要であれば、そういうときの手当を別途しつらえればいいと私は思いますけれども、ここではまだそんな議論にはなっていないんですけども、も

しそういう部分が手当として考慮すべきということでこの委員会の中で話があれば、そういうときに支給をするというふうにすればいいだけの話かなと思います。

○楠 今のところ、ないんですね。そういうふうな状況というのは。

○森 ということは、これの趣旨としておかしいというのは間違いないということで松山委員もとらえていますけれども、どうですか。

○松山 そのとおりですね。だから、日額250円、何かをするというんじゃなく、そこに所属していることについての手当ですね。

○森 特殊勤務手当だから、それは……

○松山 特殊勤務手当ではないです。

○楠 特殊勤務手当以前の問題で、特殊勤務も何もしていないのに出ているということです。

○森 それでは、委員の総意として、これはバツということにさせていただきたいと思います。

その次、7番目、し尿処理作業手当です。

これは、ちょっと判断が、これも分かれているところがあるんです。私は、全体として厳しく見たところもあるんですけども、これについても広くとらえれば通常業務だと思うんですけども、ただ、不快になるという点はあるだろうというふうにも感じました。それは、これを実際処理される衛生浄化センターがどういうところなのかというのが、よくわからないんですね。例えば、非常に機械化されていて、におい等もそんなにないところで、例えばボタン一つで処理できるのであれば、それほど不快感等を伴わないんじゃないかという感じはしましたけれども、しかし、そうではなくて、例えば不快な局面というのがどうしても出てくる場合、その作業に従事するという場合には、特殊勤務手当を支給するという判断はあり得るのかなということで、四角ということで、判定保留ということにさせていただいております。

丸のお二人、松山委員、楠委員、どうですか。松山委員、どうですか。

○松山 著しく不快だと思いますので。

○森 それは、私はセンターの状況がわからないんですけども、別にそこは加味しなくても、当然そうだろうという。

○松山 という判断。

○森 楠委員は。

○楠 そうですね。中身の精査を私も当然できない状態で丸にしていますけれども、少なくとも、し尿というものは、普通のごみとか普通の廃棄物とはまた違うものだということを強調しての丸だということになるかと思います。

○森 倉本委員、いかがですか。バツを。

○倉本 この衛生浄化センターに勤務されている方というのは、企画総務課の方なんですか。私は、企画総務課がここに勤務されているというのが、ちょっとよくわからなかったんですけども、この企画総務課という部分を除いて、衛生浄化センターに勤務されていたら、し尿処理の業務は当たり前じゃないかなというふうに判断したんですけども……

○森 これはなぜ企画総務課という理由。

○事務局 環境部門の、し尿処理部門でのプラント業務という形になりますので、企画総務のほうから職員というものを負担しているというところでございます。確かに業務の中では著しくという、においは確かにきついということは聞いております。

○倉本 環境清美工場と同じような考え方でいいわけですか、し尿処理センターは。

○事務局 処理業務自体からいえば、処理部門というところでいけば、同じかなと。ただ、そこら辺の、環境清美工場と同じかどうかというところの詳細までは、こちらのほうはまだ確認しておりませんので、お答えしようがないというところでございます。

○事務局 よろしいですか。

○森 はい。

○事務局 今、処理施設の実情についてというところですので、私は何度も衛生浄化センターのところへ行っておりますので、施設の状況をちょっと説明させていただきますと、施設自体は七、八年前ぐらいに建てかえておりますので、施設自体は物すごくきれいな施設でございます。外へにおいが漏れるというようなことは、まずありません。ただ、処理施設の中に入りますと、やはり少しにおい等いたします。私たちがよく一般の方を連れて施設見学をすると、大概、半数ぐらいの方は30分ぐらいで気分が悪くなるという、ちょっと施設の外へ出してくれというような訴えがあるのが普通程度におい等はございます。

あと、ちょっと言葉のほうから、し尿処理作業ということで手当の名称がございまして、直接そういったし尿に触るという作業は一切ございません。どちらかというと、そういう作業的なものは民間委託をしておりますので、そういった民間委託の業者がやっております、この手当の対象となるのは、この施設全体を管理する職員に対して支給される。

もちろん施設内等にも入りますけれども、直接し尿処理作業にタッチをして作業すると、市の職員がそういうことに従事しているということではございませんが、ただ、先ほど言いましたように、施設の中へ入りますと相当のにおい等はございまして、一般の方が入られると気分が悪くなる程度のおいであるというふうには認識はしてございます。

それと、ここ3年間の支給実績が全く、斜線を引いて、ゼロということになっております。それで、この3年間は、ここへ配属しておる職員が市の管理職ないしは再任用職員ということで体制を組んでおりました関係上、管理職と再任用職員につきましては特殊勤務手当の対象外ということになっておりますので、この3年間の実績でいえば、そもそも支給対象となる職員がいなかったということの意味の斜線でございまして。ただ、平成24年度につきましては、一般職員を1名配属しておりますので、本年度につきましては支給対象職員がおるといような状況でございまして。

○楠 質問してもよろしいですか。

○森 どうぞ。

○楠 今の説明だと、ここに配属された方というのは、ずっと日額540円つき続けるということなんですか。

○事務局 はい、そういうことです。

今、し尿処理につきましては、対象職員は技術職員となっております。ですから、今配属しておりますのは事務職員ですので、今回の手当についても、今年度につきましても対象外という形になります。

○楠 そうすると、技術職員の方というのは、また事務職員と違って、特別の何か作業というものをこのセンターで設けられていますか。

○事務局 この浄化センターのプラントの運営管理ということで、管理の面で見えておりますので、何かあったときの対応というところで技術職を配置しているというところがございます。

○森 それだと、この手当の必要性で、不快で不健康な業務のためという理由になっているのは、つじつまが合わないんですね。技術職の人だったら不快で不健康であるけれども、事務職だったら不快、不健康でないという理由というのはどこかにあるんですかね。

○事務局 ただ、今まで、過去の中で、ここの浄化センターのプラントの運営管理業務につきましては、すべて技術職員を配置しておる関係で、対象を技術職員としているだけでございまして。今まで過去に事務職は配置をしていなかったというところから、対象職員は

技術職員とさせていただいたというところでございます。

○楠 制度のつくり方としては、私がもしこれを残すのであれば、技術職員で、かつ具体的なそういった設備ですよね、プラントのメンテナンスに携わったというようなことについて1件幾らとかというなら理解できるんですけども、今のご説明ですと、いわゆるこういう制度というのは特殊勤務手当の趣旨に合うのかなと、少し自分の判定について疑問を持ち始めました。

○森 どうですかね。我々は技術的なところがわからないのでね、現場の。

○事務局 プラントの施設としての管理をしております中の委託業者に指示はしますが、技術職がどこまでするというものにつきましては、ちょっと正確な答えを出すことはできない。

○倉本 プラントもやっているわけでしょう。

○事務局 委託業務につきましては。

○森 実態がわかりにくいところがあるんですよ。ご説明がちょっとダブルスタンダードな気がするんですよ。つまり、不快とか不健康であるということであれば、今まで技術職しかいなかったという話ですけども、さっきのご説明で、やっぱり一般職が入ると。でも、それは出ないという話になるわけですよ。

○事務局 今の制度では。

○森 制度でね。それはちょっとおかしいわけですよ。違いがよくわからない。そこに大きな違いがあって、技術職員はやっぱりこの手当はいいけれども、事務職員は要らないということであれば説明はつきますけれども、そういうふうにはちょっと受けとめられないということが1つですよ。

もう一つ、技術的なところが必要だということで、特殊勤務に当たるというようなご趣旨のことも言われたんですけども、それについても民間委託されているという話だから、どこまでが特殊勤務なのかということについても疑問が残るんですね。

○事務局 この施設の民間委託は、ほぼ当初からしておりますので、そうではないです。

それと、先ほど七、八年前に建てかえたというふうに言いましたけれども、それ以前の施設というのはかなり老朽化をしております、今の施設とはかなり現状も違ったというような状況もございます。

ただ、技術職員というのは、やっぱり施設をいろいろ管理監督する部分もございますので、その作業を民間委託しているとはいえ、その業者から何かあれば、すべて技術職員が

責任を持って対応するということになっておりますので、その辺、いろんな施設の故障修繕等々につきましても、直接し尿等をタッチして行う作業もあるというふうには聞いております。

○森 でも、今は技術職員は配置されていないんでしょう。

○事務局 再任用職員のみですので、技術職員は再任用職員としては配置しておりますけれども、手当対象ではないと。

○森 再任用の方は技術職員。

○事務局 過去にこの衛生浄化センターに勤務されていた技術職員を、再任用職員としてそのまま継続して雇用しておりますので、そもそも再任用職員というのは特殊勤務手当の支給対象外ということですので、現在はそういう形に対しては支給はございません。

○森 特殊勤務に当たるものも出てくるし、しかも、その過程で不快で不健康な業務というのは発生するというご説明でしたけれども。

○楠 日額という仕組み自体もよくわからなくてですね。そうするのであれば、何か仕事したことに対する、業務の内容に応じたものであるならば、まだ特殊な仕事ですよというふうに言われればわかるんですが、そうである場合も、そうでない場合も含めて、日額というふうな説明であったような気がするので、そのときだけ日額という話なのか、それとも、こういうところに勤めていること自体が日額なのかということ。どちらでも、またですので、私も判定は今、しづらいところなんですけれども。あえて言うのであれば、今いろいろ議論したものを踏まえて、見直しであればいいですけれども。

○事務局 今の取り決めが、条例、規則上は勤務をする職員、技術職員ということになっておりますので、そこへ出勤をすることによって支給対象ということになっております。

それから、今の各委員の先生方からのご指摘によれば、ただ勤務すること自体は支給対象にならない。その勤務する中で何かそういう特殊な作業、やはり先ほど言いました不快とか、そのような部分の作業があればというような。要するに、ここのセンターに勤務し、かつ、そういう作業に従事した場合について特殊勤務手当の対象としても理解できるというようなことでよろしいでしょうか。

○楠 私は、個人的には、今のような説明であれば、まだ制度としては説明できるのかなと思いますけれども、今の制度だと説明はつかないかなと。

○森 日額としては趣旨に合わないということですかね。どうですかね。

○松山 その意見は理解できます。実際に該当するお仕事をされたことによって支給する

と。なかなかその判断が難しいかなとは私も思いますけれども、私は理解ができます。

○森 倉本委員。

○倉本 私も同じです。ちょっと最初の出だしを私は勘違いしていましたが、結論から言ったら、言ったのと同じ。技術職員さんという業務の中には入っているのかなとは思いました。

○森 そうしたら、今のご意見は、残すということにはなるかというふうに思うんですね。ただ、ちょっと説明のところは、例えば、なぜ技術職員だけなのかというところについて、ご説明のほうであるかなと思いましたが、そこの整理さえできれば、残すということでもいいということよろしいですか。

○楠 今の部長のお話ですと、残すという結論だとしても、今言ったような制度を変えてしまう場合には、条例自体を変えなきゃいけないような気がします。

○事務局 多分、この特殊勤務手当というのは、支給の方法というのは3本立てで規定をしております、まず条例のほうで金額と業務の内容を規定しております、こういった職員にこういった額を支払うのかというのは規則のほうで定めております。あと、それ以外にも特殊勤務手当の基準というものがございまして、その基準の中にこういった作業、もう少し詳細な内容について基準で定めている。この3本立ての体系で支給させていただいているという形になりますので、今もし、先ほど委員の皆さんの意見がありました、こういった作業だということの規定をするのであれば、規則の下に位置をいたします基準において、どのような作業だということを規定するという形になろうかと思えます。

○森 これはまた後での議論になりますけれども、もう少し確かめたいことがあれば、ヒアリングをお願いするということを考えていますので、どうでしょうかね。保留という形でいければと思うんですけれども。もし勤務内容についてもいいよということであれば、それに基づいて存続という判断もあるかと思えますけれども。

○楠 一時期保留しておいて、最後にまた 。

○森 わかりました。じゃ、一旦これは保留ということで、判定は一応、四角ということでお願いしたいと思います。

その次、8番、美化清掃業務手当ですね。

これについては、私は通常業務の範囲内だというふうに判断させていただきまして、廃止とさせていただきます。 松山委員。

○松山 支給目的にいろいろとチェックマークがついていますけれども、一応はそういう

ふうには思いません。したがって、廃止です。

○森 楠委員。

○楠 その特殊性と通常業務の関係があるんですけれども、この説明であれば、特殊ではなくて、通常であるということですね。

○森 倉本委員。

○倉本 やっぱり同じように、通常業務の範囲内だと思いました。

○森 事務局のほうから何かございますでしょうか。ないですか。

○事務局 ございません。

○森 これについては、バツということをお願いしたいと思います。

次のページへ行っていただきまして、9、廃棄物等処理作業手当、これはリサイクル推進課から土地改良清美事務所まであります。これは趣旨としては同じだということよろしいですか。

○事務局 趣旨としては同じです。

○森 よろしいですね。それでは、同じと考えてよろしいですね。業務内容はもちろん、リサイクルであったり、収集だって違いますけれども、書かれている趣旨は同じであると。そこをもし加味すべきであれば、ご議論をまたいただきたいと思いますけれども。

私のほうは、それぞれ業務内容については違うんですけれども、趣旨としては同じだというふうに考えました。それで、これも通常業務の範囲内というふうに判断させていただきまして、バツというふうにさせていただいております。

松山委員は三角ですけれども、松山委員、どうでしょうか。

○松山 バツに近いんですけれども、一応そういう現場も見ていますから、やはり危険なところも確かにあるなと思って、金額をもっと下げた上で存続もありかなというので一応三角にしましたけれども、基本的にはバツに近い考え方を持っています。

○森 楠委員。

○楠 実際に件数等を見ても、通常化しているのは間違いない。それから、実際こういう手当をもし払うとなったら、どこで面倒を見るかということについて、我々は特殊勤務手当だけを見るということですから、バツです。

○森 倉本委員。

○倉本 全部、業務内だと思います。

○森 事務局のほうから補足的な説明はございますでしょうか。

○事務局 別段ございません。

○森 いいですか。松山委員だけ、バツに近い三角ということですがけれども、今のほかの委員の説明、特に楠委員から通常業務化しているという。

○事務局 結構です。

○森 それでは、これはバツということによろしいですか。

次に、10番目、大型ごみ業務手当ですね。

これは全員バツですがけれども、一応、私は先ほどのように、通常業務の範囲内だというふうに判断させていただきます。

松山委員。

○松山 バツです。

○森 同じということ。

○松山 一緒に結構です。

○森 楠委員。

○楠 同じです。

○森 倉本委員。

○倉本 同じです。

○森 事務局のほうから何かありますか、これについて。補足しておくべき。ございませんか。

○事務局 この評価シートのおりで、以上のことはなかったです。

○森 ないですか。それじゃ、これもバツということ。

次に、廃棄物等現場指導業務手当ですね。

これはちょっと判断が分かれていますけれども、私はやはり通常業務の範囲内ではないかというふうに判断させていただいて、バツというふうにさせていただいています。

松山委員が丸ですね。説明いただいてよろしいですか。これは、つまり抜き打ち検査をするというあれですね。

○松山 抜き打ち検査をするということで、何が出てくるかわからんというような検査で、だから、金額もちょっと少ないので、その辺は、行く場所も決まっているんですがけれども、そういう検査のところなので、丸にしましたけれども。

○森 楠委員は四角ですね。判定保留ですね。

○楠 支給された実績等を見ても、通常業務とまで言えるかどうかわからないということ

と、あともう一つ、この説明で例えば抜き打ち検査が書いてあって、さらに必要性の中に、パッカー車に積載されているごみを手作業で内容確認と書いてあるんですね。パッカー車ですから、もう実際巻き込んでしまって、ぐちゃぐちゃという可能性があるものに対して何かをするというのは、恐らく通常積むものとは違う何か特殊な要素があるのかなと思いつながらぬ、ただ、これだけの説明では、実際にどれだけ特殊なのかということについては、ちょっと判断できなかつたということで、四角にさせていただきました。

○森 倉本委員はバツだけれども。

○倉本 ちょっとこれ、お聞きしてあったかどうかわからないんですけども、ことしになってから、いろんなものが市の清掃工場に持ち込まれるから、組成分析するときちょっと立ち会いたいというのを申し込んで、見に行ったんです。そのときには全部、ごみ袋をそのまま調査するところのトラックに載せて持っていかれて、そのパッカー車の中をあけての展開検査ではなかつたんです。でも、パッカー車の中身の検査というのは、企画総務課にしたら業務としては当たり前じゃないかなというような思いがちょっとあったものですから、バツにしたんですけども、確かに展開検査は不快なものではありますけれども、ちょっとその辺、判断がわからなかつたんですけども、私は通常の業務の中かなとは思ったんですけども。

○森 これは事務局にお伺いしたいんですけども、抜き打ち検査というのは定例的なものとして見て。件数は確かに少ないんですけどもね。

○事務局 本来、定期的にされるものかなとは思うんですけども、回数云々については、定期的にやっているかどうかの確認しておりません。ただ、過去の事例というところのご説明の中で、やはり一般廃棄物収集運搬許可業者が持ち込む場合に、中に産業廃棄物がないかどうかの抜き打ち検査をするというところでの展開検査ということをお過去にしておいて、その回数が例になっておると。ただ、その際にはやはり危険を伴うという業務で、通常業務の中に展開検査をするということでの危険を伴うというところでの検査ということで聞いております。

○事務局 よろしいでしょうか。

○森 どうぞ。

○事務局 この展開検査の目的は、今ちょっと産業廃棄物というのがありましたけれども、これは業者が多いですので、一番中身を見るのは他市ごみなんです。他の市のごみが入っているかどうか。奈良市は奈良市から排出されたごみしか処理いたしませんので、こうい

った一般廃棄物の収集運搬許可業者は他市のごみを持ち込む可能性が非常に高い。産業廃棄物というのは、大体1回見ると、ぱっとわかるんですけども、他市のごみが入っているかどうかというのは、ごみの中身を、袋を破って一つずついろんなものを確認しないと、それこそ、ぐちゃぐちゃになっているごみの中からそういった証拠書類というんですかね、これは他市から排出されたごみだというような証拠書類を確認する作業ということに、そういう実際作業になっておりますので、今、ごみをすべて、パッカー車の中に入っている、それこそドロドロのごみの中からそういうものを見つけ出すというような作業ということでございます。

○森 それは過去にそういう作業で他市のごみだと、例えば隣の生駒市のごみが入っていると……それは、どういうふうに措置されるんですか、そういうときは。

○事務局 まず、それを確認いたしまして、他市ごみということが確認できれば、許可業者に搬入停止処分ということを行うという形になります。イエローカードを出したりとか。それで、今、定期的という話も出ましたけれども、過去にそういうふうに1回イエローカードを出して、次、その業者が搬入したときに、工場のほうから連絡をもらったら、企画総務課の職員が行って、その車をもう一度検査をすとか、そういったような形で複数回数、そういった同じごみを、他市ごみを搬入した業者に対して搬入停止処分等を最終的に行います。

○事務局 私が多分、私がしていたときのことが参考になるかどうかわかりませんが、十数業者は搬入停止処分した記憶がございます。毎週とか祝日等に検査をすとかいうような形でやっておりました。ちょっと今の現状というのは、私もこの仕事を離れてかなりなりますので、今の現状等についての詳細は把握しておりません。

○森 行政としてどれぐらいやるべきかという話は別のものとして置いておいて、業務内容については大体今のご説明でわかったと思うんですけども、それについて特殊勤務手当を出すべきかどうかというところに絞り込んで、もう一度議論したいなと思うんですけどもね。どうですかね。

○松山 今の話を聞くと、ちょっと大変かなとも一応思いましたけれども。

○森 ほかの委員の皆さんは。

私も、ちょっと特殊性があるなという感じは受けました。ただし、回数がこれだけでいいのかというのは、また別のものです。実はあるんですけどもね。いずれにせよ、許可業者が持ち込んでくるごみの中から抜き打ちをされるということで、不定期であ

ると。曜日も不定期であって、かつ何が入っているかわからないし、かなりぐちゃぐちゃなごみから、主には他の市町村のごみの搬入というのをチェックしないといけないというのは相当大変だろうというところまでは、ほぼ確認できたのかなと思います。

私も、これはバツにしているんですけども、残してもいいかなという感じには、今のご説明を聞いた中で。倉本委員、どうですか。

○倉本 同じように思いますけれども、これは1回とか、そういうことではなくて、やっぱり日額なんですか。

○森 日額というのは1回ということですよ、意味としては。

○事務局 例えば、午前と午後にするというのがありますので、ですから日額という規定をして……

○森 それを午前と午後にやっても日額やと。回数じゃなくて、日額。

○松山 日額のほうが安い。

○森 安いと思いますね。出来高ではない、この金額では。

倉本委員、どうですか。

○倉本 森先生と同じように、やっぱりちょっとお話を聞いたら、大変かなと。

○森 わかりました。じゃ、これは、楠委員は四角になっていますけれども、どうですか。

○楠 そうですね。これは、まずお聞きした限りでは、その特殊性というのはあるのかなというふうに。

○森 それでは、これについては、やっぱり大変特殊な業務であるということで、存続ということでもよろしいですか。

○倉本 はい。

○森 そうしたら、11番、これについては残すということで判断させていただきます。

次に、12番、動物死体収集作業手当です。

これについては、これもちょっと線引きが難しい。やっぱり非定常的な業務で、不快感が強いだらうということで、私は存続ということで、丸にさせていただいております。

ほかの委員の皆さんは丸ということですが、同じということでもよろしいですか。

あと、楠委員から、クエスチョンマークで出動時の他の業務への影響は何かないのかという。説明しますか。

○楠 この委員会で聞くべき話じゃないかもしれませんが、要は626回出動したわけですね。具体的にどういうふうな。例えば午前中に出てしまったりすると、それだけで

いろんな影響があるのかなとか、そういうことを心配しているだけなので、特殊勤務手当として残すかどうかに対しては丸です。

○森 事務局のほうから、その点の措置ですね。

○事務局 週明け等、ごみの量がふえているときにつきまして、そういう死体収集の案件の依頼がありましたら、収集作業を終えた後、行っているということを聞いております。ただ、本来のとは別に、死体収集につきましては、専門の職員を配置しているということを聞いております。ただ、あくまでも、専門職員といいますが、やはり収集業務をやっております関係で、その日のうちにとということの作業で、本来業務に影響がないところでの作業ということを聞いております。

○森 影響はなるべく回避して。よろしいですか。

じゃ、これについては丸と。丸というか、存続ということにさせていただきたいと思えます。

次に、大型特殊自動車等運転手当。これについても、車の種類は若干違うかもしれませんが、趣旨としては同じだということによろしいですね。

私は、ちょっと四角にしているんですけども、大型の自動車の有資格というのは、どれぐらいの重みと申しますか、資格取得の困難性と書いていますけれども、それと、実際にそれを運転して業務を遂行することの特殊性というんですか、困難さというんですかね、ということについて、私自身そういう資格を持っているわけでありませんで、確かめたいということで、四角にさせていただいています。

楠委員も同じように四角なんですけれども、どういう趣旨で判定保留にされたか、よろしいですか。

○楠 私としては悩んだんですね。特殊勤務手当というものは、資格に対する手当じゃないはずなんですよね。実際、勤務に対する手当なんですけど、この資格を持たれている方からすれば通常業務化しているだろうと、こういう評価。けれども、委員長とか、あと倉本委員と同じように、この委員会で議論すべき内容からすると、実はバツに近いんですね。だけど、じゃ、ほかにこういった資格を取るために何か仕組みが。そうすると、結局何もなかったら、資格は要らないと、みんな取らない。資格を取らせること、それ自体を職務命令というの、資格ですから、なかなか判断しにくいということなので、ほかに手があるのかなということを少し疑問に思ったんですね。ただ、特殊勤務手当という制度の中で評価する話なのかというと、限りなく疑問であるということで、四角にしておきまし

た。

○森 倉本委員は、有資格者は給与で反映されていないのかという疑問を出されていますけれども。

○倉本 その作業に大型特殊自動車を使って通常に業務されていたら、その方の業務…
ちらっと思ったんですね。

それで、この特殊勤務とはちょっと外れるんですけれども、例えば一般企業なんかだったら、そういう有資格者にはそれなりの手当が毎月、ほかの持っていない方よりついているとか、そういうことがあるのじゃないかなというふうに思ったものですから、もしそうであれば重複するのかなというところで、バツにしたんですけれども。

○森 今の点、事務局、どうなんですか。有資格者について何か手当、この特殊勤務手当以外の手当というものはあるんですか。

○事務局 ございませぬ。

○森 それはない。

○事務局 はい。

○事務局 いわゆる資格みたいなものはない。だから、これはいわゆる、例えば建築職で一級建築士を持っている人間でも、よそなら、もしかしたら、そういうのはプラスアルファあるかもしれないんですけれども、そういうのも、うちの制度としてはない。

○森 ないということね。

もし仮に資格を持っているということだけで手当を出すんだったらバツだというのが楠委員のご意見ですね。

○楠 そうですね。資格それ自体、倉本委員とかぶるんですけれども、要はそれを持っている方というのは、通常業務として持った前提での仕事をするわけですから、どこが特殊なのかという話になって、この特殊勤務手当という枠の中では、これは説明できないかなと思うんですが、これは余計な心配かもしれませんが、こういうのをなくしてしまったときに、結局どこでこういうふうな資格というものの金銭的にどうするのか。そうなったときの業務の問題を考えると、少し保留にしなければなど。

○森 松山委員、どうですか。

○松山 何かいろいろと、10トンダンプだとか、ショベル・ローダだとか書いていますけれども、こういう機械、私は余りよく知りませんが、そんなに特殊だと思いません。こういう機械をお使いになっておやりになる仕事ですから、それはそれで、別にさま

ざまなこういうものは要らない。

今、奈良市は出されていないようですけれども、技能手当ですか、それはまた別の問題であって、もし出されるんだったら出したらいいいし、それはここで議論することじゃなくて、そもそもこういうものがそんなに特殊とは私は思わないので、廃止ということにしました。

○森 それで、私も四角にしましたけれども、イメージが近いんですよね、技能手当。それで、そういうことで、特殊というふうに呼んでもいいかなということでしたので、内容としては皆さんがおっしゃっていることと大きく変わらないというふうには思っております。

議論は、これは技能手当等で何か要るのではないかと。しかし、特殊勤務手当を出すのはおかしいじゃないかというのが皆さんのご意見かなというふうにお伺いしたんですけれども、そうとってよろしいですか。

どうぞ。

○松山 今の話は、基本的にその特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものとありますよね。だから、そういうところに勘案するかどうかは別の問題だけれども、できないこともないということで、それはここではそれまでの話ですけれども、特殊勤務手当としては、こういうものは該当しないと。

○森 事務局のほうから、ほかに補足ありますか。ないですか。

○事務局 はい。

○森 では、これについてはバツということでお願いします。

次に、環境検査手当でございます。

これは保健所ですね。これも意見が分かれています。

私は、これは検査ですね。検査は、環境検査課で当然やるべきだろうということで、通常業務という形で、バツにさせていただいています。

松山委員、いかがですか。

○松山 いろんな検査があると思いますけれども、有害物を使用するというのも書いていますから、使用する場合もあるでしょうね。これはそういう意味で、著しく危険な場合も想定されるということで、了解にしましたけれども。

○森 これは確かにちょっと、私もバツにしていますけれども、中身について、このシートでしか理解していないところがありますので、それはまた後でお聞きしたいと思うんで

すけれども、楠委員、どうですか。

○楠 松山委員と意見が同じと思うんですが、恐らく通常業務という中でも、どれだけ特殊である、危険であるかということについてのウエートの置き方というのが、それは各委員である程度あるのかなと思います。

この中で、説明の中で、有害な薬品を使用してとあるんですね。これは保健所だから有害なものは当たり前じゃないかと考えるのか、その中でも特に、何か保健所の専門的な方でも相当緊張性を持つような扱いつらい薬品とかがあるのであれば、それはやはり特殊だろうというような判断もあったんですね。ただ、その辺、ちょっと判断を迷ったということと、本当にそうなのであれば、この250円というのは正しいのかという問題も当然あるわけですよね。だから、250円程度の危険性なんだから、必要ないんじゃないかという見方もあって、ちょっとこの辺の説明が、どこまで危険なのかということが、この二、三行ではわからないところもあるので、四角に近いのかもしれませんけれども、三角にさせていただきます。

○森 そうですね。この業務内容について、もう少し事務局のほうからお聞きしたいんですけれども、どうですか。私もバツにはしているんですけれども、これは文言からすると、どれほど有害なのかというのがつかみにくかったところがあるので、ちょっと補足いただけたらと思うんですけれども、有害性とか特殊性ですね。

○事務局 文面で書いておられる以上の中身のことは、精査はまだしておらないところでございますけれども、ただ、水質、大気の検査だけでなく、食品の検査等というところで、例えばはやりのO-157とか劇症肝炎。一度はやれば急速に広まって、危険な食中毒というものを発生している状況でございますので、それを検査するに当たっては、特殊な試薬というものもあるのではないかと。これは推論でございますけれども。そこから以降の深い話につきましては、ちょっとこちらのほうでは確認をとっておらないという状況でございます。

○森 ちょっと私も、委員の皆さんのお話は、バツというと、拙速な判断だったかなというふうに疑問性がちょっとあるので、やっぱり特殊性がかなり強いのかなという感じはしましたので。

もし、どうですかね、倉本委員はどうですかね。これは一応バツになっていますけれども、これは市町村の権能の違いでこうなっているんじゃないかと。それを受けてどうですかね、判定というのは。

○倉本 もうちょっと、どの程度の危険か……

○森 わかりました。じゃ、これらの内容をもう少し聞きたいということで。それで、あとの保健所のところもあるんですね。ちょっとこれは保留ということをお願いしたいと思います。

それでは、次に、15番、下水処理作業手当です。

これについては、私は、これは下水道の維持管理に係るものですから、通常業務かなと思ひまして、バツということにさせていただきます。

各委員ばらばらの評価になっていますので、ご意見を伺いたいんですが、松山委員、三角ということで、見直しになっていますね。

○松山 お聞きしたところ、出勤しただけで出ているというようなことがあるようですけれども、それがなかったら、それでいいんですけれども、要は下水道の処理のところでも事故が起きて、そこへ作業に行かざるを得ないとき、こういう場合は、ここに書いてあるようなことに該当するんじゃないかなと思ひて、そういう意味で存続ですが。出勤だけで支給はないでしょうねということだけ確認したい。

○森 これはどうですか、事務局。出勤しただけで、24時間出勤しただけで手当が出ているんですか。

○事務局 日額でございますけれども、そもそも下水道に関しては、毎日、勤務状況につきましては、下水管の詰まりや、下水の水路上の陥没、また音鳴りなどの苦情につきまして即対応するために、現場状況の確認などをしておると。また、即対応するための待機及びパトロールを毎日しているというようなところでございます。

ですから、通報につきましても、ある程度件数もございまして、定期検査することによっての、管詰まりの発生しやすい場所の定期点検というものにつきましても、毎日パトロールを繰り返しているというところでございます。

○森 だから、松山委員の言われている趣旨は同じということでもいいですか。つまり、出勤すると、その後、管理をする業務が必然的に発生するんだと。有害かどうかは別にして。ということで支給しているという説明だったと思うんですけれども。

○松山 具体的に緊急的な処置に当たった場合に限り支給するというのであれば、一応は了解します。

○森 そこに限ってのみ了解するということですね。

○松山 はい。

○森 わかりました。

楠委員、どうでしょうか。

○楠 四角になっていますけれども、実際に維持というものが仕事なのであれば、維持するのは当たり前だということなんですけれども、そのときに出勤していろいろな作業に当たると思うんですが、その作業に当たったことの、もともとのとられている作業内容から著しく高度に危険とか、著しく不快とか、その絞り込みはできないのかなど。なかなか難しいので一般的に挙げてしまっていると思うんですが、どうも一般的に挙げている感じがするんですね。ただ、そうであれば通常業務の範囲なんだと、維持管理がもともとの業務内容であればということなので、この辺、どこまで絞り込めたのか、よくわからないところもあったので、四角にしたんです。

○森 倉本委員、どうですか。同じく四角で。

○倉本 松山先生がおっしゃったのと楠先生がおっしゃったのを足したようなというか、普通だったら、下水道維持課であれば通常の業務かなと思ったんですけれども、いろんな災害とか何かで突発的な危険なことがあるかもわからないとは思ったんですけれども、それだったら、やっぱり出勤した全員がもらえるというのはおかしいなというのも思ったので、わからなかったの。

○事務局 今のお話の中で、毎日出動しているというものにつきましては、年間550件ほどの苦情電話が入っているということも事実でございます。大体、苦情処理に対する、例えば汚水の詰まり等については、下水関係でどこが詰まっているとかの判断をした。その詰まっているものが汚物であったりとかいうときの作業としては、手作業になってしまわざるを得ないときもあるということを知っております。ですから、著しい不快ということでの手当として支給しているということであろうかと考えております。

○森 その点については、ほかの委員の皆さんとも一致していると思うんですね。つまり、実働で作業に出たときは非定型で不快感。例えば、夏場とかは重労働になるだろうとかいうところでは一致されていると思うんですけれども、その理由でこの手当が出ているというふうには見れないというところなんです。単にリスクがあるとか、そういうことではおかしいんじゃないかというところなので、そこについてはどうですか。これ、職員は何人おられますか。

○事務局 正規職員が2名と、嘱託職員が3名でございます。

○森 回数からすると、もうほぼ定型だというご説明だと思うんですけれども、いかがで

すかね。

○楠 このところは難しいところだと思うんですね。実際にどのくらい危険なのかというのを自己申告させるのかとか、だれが判断するかとか、なかなか、形式的にこれは危険だと言われるものに該当すれば特勤が出るのであれば、判断は楽なんですけれども、定期的に危険度とかそういうふうなもの、程度というものがある場合に、どの程度起こしたらあげる、どの程度だったらあげないという判断があるとなると、だれが判断するのかということと、判断が適切であるかどうかというのはだれが判断するかなんですね。もう際限ない形になると思うんですね。なので留保なんですけれどもね。だから、一般的にあげることに關しては反対です。

○森 どうですか。基準がなかなかね。

○楠 ちょっと追加させていただくと、この手の工事がすべて危険度は一定以上あると、非常に不快であるということが定型的に言えるのであれば、それはそれでまたあげる合理性があるのかもしれませんが、その基準づくりができないのであれば難しいなというのが。

○松山 ですから、一つのキーワードは、ここに困難だとか、危険だとか、いろいろ書いていますけれども、私は不快ということからいろいろ考えまして、やはりもう稼働している下水道のところで何らかの問題が起きて、そこで調査し、一定の手直しをするということは、やはりそれなりの、不健康というより、私は、不健康もあるでしょうけれども、不快という感じもあるので、こういうことも存続をしたらいいんじゃないかなと、そのように思いました。

○森 楠委員、どうですかね。松山委員が不快というところを加味してはどうかという。

○楠 現場の状況を把握していないので、何も言えないんですけれども、そういうふうなご判断であれば、これはもう扱うこと自体が不快であるということで、そういうふうな現場の判断というか、現場を知っている人間であれば、だれでもそう思うのであれば、それは支給の対象でもいいかと思うんですけれども。

○森 事務局、どうですかね。一応そういうケースもあるというお話はありましたけれども。

○事務局 下水の詰まっているところの処理というところであれば、ところでご判断いただけたらなというふうには。余りこちらのほうで……

○森 誘導するような形で、それは実績判断による。

倉本委員、どうですかね。

○倉本 よくわからないですね。

○森 これについてもちょっと保留という形で。ちょっと確認のために。ほぼ固まってきているかなと思うんですけれども、一応担当課からご説明いただきたいということで、保留ということにさせていただきたいと思います。よろしいですか。

○松山 はい。

○森 それでは、次に、道路舗装等作業手当です。

これについても私は同じでありまして、道路維持に係るということで、これは舗装、補修で、危険を及ぼす場合もあるという説明ですけれども、普通に適切な措置をとってれば、事故なんかそう起こるものではないと。この業務に伴って事故なんか起こるものでないんじゃないかというふうに判断させていただきまして、バツということにさせていただいております。

あと、松山委員、楠委員は三角ですが、松山委員、どうですか。

○松山 要は、先ほどの下水処理の問題も一緒なので、程度問題なんですね。程度問題を言い出すと、なかなか判断が難しいということなので迷うんですが。道路舗装等をやった場合、出ているわけないでしょうけれども、何が危険かというのは、よくわからないところがあるんですけれども、危険な場合もあるでしょうということ。その辺のところは程度問題で、三角で、しかし、本当に危険であれば、やはり支給することも当然理由になると。

ここにもちょっと書いていますけれども、これも出勤すれば支給されている模様と、そういうような状況を聞きましたけれども、確認したいんですけれども、いかがでしょうかと。

○森 事務局、まずどうですか、そこは。出勤すれば出ている。

○事務局 出勤すればという意味合いではなくて、やはり毎日、道路パトロールをし、市道のそういうふうな不良の箇所を点検、また補修をする。その場で補修処理をするというのが2件以上あるという場合につきましては、何度繰り返した、補修作業を何回やろうが日額で支給するということでの手当ということでの判断をさせていただいております。

○森 そこは、じゃ、1件以下であれば出さないのですか。

○事務局 巡回パトロール、これ自体が。道路の修理、修繕につきましては、すべてが100%完了になっていないというのが現状と聞いております。補修作業等につきましては、毎日出ていても足りないくらいだということも聞いております。

○森 実際は2件以上は当然あるので、毎日、日額1,000円出していっているという形で。

○事務局 2件以上の補修箇所が必ずあるということ。

○森 楠委員、どうですか。松山委員とかなりダブっているかなと思うんですけども。

○楠 そうですね。道路維持課という業務の中で作業するのは通常であるべきだと。ある程度は通常化していると思うんですね。ただ、説明のように、危険ということを強調されるのであれば、先ほどと同じことなので、繰り返してもしょうがないかもしれませんが、危険ということがどんな場面かということを経り込んで、一つの類型ができるのであれば、それに対して特別の手当というのは理解するんですが、一般的にあげておくことに関しては理解できない。

○森 どうですかね。危険であるということの説明ですが、一般論としてはわかるんですね。道路で作業していると、車が突っ込んでくるかもしれない。それは一般論ですよ。何というんですか、この業務にかかわって事故に遭う危険性が高いというような説明というのは何かありますか。

○事務局 客観的に危険度が高いという基準というのは私ども持ち合わせてはいないんですけども、ただ、国のほうで同じような、道路上作業手当という特殊勤務手当が実はございます。

これは制度のご紹介ということでお聞きをいただきたいんですけども、その道路上作業手当につきましては、どういったときに特殊勤務手当として支給しているのかと申しますと、濃霧警報もしくは大雪警報の発令下においてその作業を行うときというような形で、作業環境について限定できるようにしたような形の規定を、国のほうとしては、してございます。

○森 それとは違うということですね、趣旨が。

○事務局 そうなんですけれども、あくまでも道路の維持をするためということでありまして、奈良市の市道につきましては、行き止まりのところ、これは私道になりますので、対象とはならないわけでございまして、市道としては通り抜けられるというところからいえば、交通量があるであろうと。その交通量を遮断して補修せざるを得ないというところの危険性は常に伴うということは、こちらのほうは判断できるのかなということを考えております。

○森 過去には事故というのはありましたか、この業務にかかわっていて。そういう一般的な仕事で危険だ、危険だと言われるんだったら、過去に……

○事務局 過去に、それによって突っ込まれて交通事故が起きたとかいうことは、ちょっと確認はしておりません。そこまで確認はしておりません。ただ、補修がおくられて市民の方がけがをされたというようなところの事例は過去にございましたので、そういう点からいえば、補修につきましての件数は多いということは理解しているところでございます。

○森 はい、どうぞ。

○松山 チェックは著しく危険な勤務というところについているんですけども、その危険というのは、やはりもう少し具体的に決めていただいたほうが。こういう仕事をすれば1日1,000円出るというんじゃないくて、今、国の話もちょっとご紹介されましたけれども、夜間というのはそれなりに危険であろうし、例えば警報だとか注意報が出ている場合の作業であれば出すとか。普通の業務で道路の維持、メンテナンスをざっとやって、はい特殊ですよというわけにはいかないような気もするので、ある程度客観的なものが持てれば、そういう基準をこういう手当の支給の基準に置いてほしいなと思います。

○森 楠委員も同じような意見ということですね。

○楠 はい。

○森 倉本委員、どうですかね。私と同じということですか。

○倉本 この支給目的のチェックが著しく危険な勤務となっているんですけども、下の必要性のところ、この文自体はそんなに著しく危険じゃないかなというふうな判断をしたので、じゃ、業務のうちかなと思いました。

○森 今、私もそうなんですけれども、これが危険だというような絞り込みがなされていないのも、当然として手当が出ているのはおかしいということなので、そこのところが絞り込めれば、国のほうの事例の紹介もありましたように、出してもいいだろうということだろうと思うんです。倉本委員もそういうことでよろしいですか。

○倉本 はい、同じです。

○森 ですので、これについては見直しということにさせていただいて、この手当は残すけれども、絞り込みが必要であるという意味で、見直しだということにさせていただきたいと思います。よろしいですか。

○松山 はい。

○森 それでは、次に、夜間業務手当ですね。

これは、2つですかね、管財課と環境清美工場とございまして、これは事務局に事前に残業手当等の重複というのもお聞きしています。それと、この手当の必要性のところ

6つ、何というのかな、特に管財課のほうですけれども、わかりにくかったというのがちょっとありまして、それで私は三角。三角というのは、主に残業手当の関係のところがありまして、そういう意味で三角ということにさせていただいています。三角というか、だから、廃止という意味も含めて三角ということにさせていただいていますけれども、松山委員はこれはバツということで。趣旨としては同じだと思うんですが。

○松山 はい。そうですね。

○森 楠委員は四角となっています。判定保留ということですが、これは。

○楠 ちょっと知識が十分でなかったというか、確認しなきゃいけない。松山委員がおっしゃったように、二重の支給になっているので廃止と。ただ、どういう状況になっているかというのが、私もちょっと記憶があやふやな部分もあって、知らなかったんですが、二重なので廃止とさせていただきます。

○森 はい。

倉本委員のほうは。

○倉本 同じように、保安員であれば、当然、既についている部分があれば、特殊勤務手当は要らないかなと思ったんですけれども。

○森 事務局、どうですか。これは残業手当とダブっているということで間違いないですか。

○事務局 25%増し。

○森 残業手当でないけれども、給与に25%、その時間、25%増しになっている。

○事務局 夜間勤務手当というのが、午後10時から午前5時までの場合に、100分の25というところが支給されておるというところでございます。

○森 ああ、そうか。夜間勤務手当と夜間業務手当、両方出ている。

○事務局 業務量に応じてなんだから、1時間100分の25割り増したので、25分だけを勤務時間に応じて、もちろん手当は1回につきということで、1回そういう業務についたときに、交代制勤務なので、そこにプラスの負荷がかかるという意味の手当で支給という。

○森 なるほど、なるほど。ということですね。ダブっているのはダブっているわけですがけれども。

○楠 今のような説明であれば、廃止だと思います。

○森 よろしいですか。別途支給されているということで、廃止ということでよろしいですか。

○松山 はい。

○森 それでは、これは廃止とさせていただきます。

次のページ、過重作業手当、清掃のほうですね。

これは趣旨ですね、あれですね松山委員も若干違いがあります。これは1つずついったほうがいいですかね。

これは、事務局、課ごとに違うものだというふうにとればいいですかね、趣旨としては。

○事務局 十分な説明はちょっと事務局では難しいです。担当のヒアリングができたらと思います。

○森 そうしたら、一応一つ一ついきますか。

まず、リサイクル推進課ですね。

これは、私はリサイクル推進課としての通常業務の範囲内だというふうに思いましたので、これについてはバツというふうにさせていただきます。なんら特殊なものでないというふうに判断させていただきました。

松山委員はいかがでしょう。バツですけれども。

○松山 通常6人で行う業務を4人以下で行ったら大変だから、そんなばかなものはないと思います。

○森 了解です。

楠委員。

○楠 通常の業務範囲だということに尽きるわけなんですけれども、コメントにも書きましたけれども、特勤云々の話じゃなくて、業務を効率的にやるという話に尽きるものであって、お金云々ではないということであります。

○森 倉本委員。

○倉本 私はこういう書き方をしたのは、通常の業務だろう、当たり前なことなんだろうという判断で……

○森 それが反映しているということですね。

○倉本 はい。

○森 これは全員一致でバツということよろしいですか。

まず、リサイクル推進課の過重作業手当については、バツということにさせていただきますと思います。

次に、収集課のほうですね。

これも、さっきの楠委員のお話とダブるんですけれども、マネジメントの話が書かれていないんですよね。それはもう中の話は手当の問題じゃなくて、あくまでも通常業務の範囲だということだろうということで、バツにさせていただきます。松山委員も同上と書いているんですが、追加説明がちょっとあるようなので、ちょっと説明していただけたら。

○松山 これは同じですね。

○森 同じような話。

○森 楠委員は先ほどと同じ。

○楠 そうですね。松山委員が一番適切に書かれているんじゃないかと思えますけれども。

○森 わかりました。倉本委員。

○倉本 同じように通常業務だと思います。

○森 では、これはもうバツということにさせていただきます。

次、まち美化推進課ですね。これは量のこと書かれているんですけれども、やはりこれも通常業務とみなすべきじゃないかなというふうに思いましたので、あとマネジメントの話ですね。だと思いましたので、これはもうバツということにいたします。

○松山 ちょっと。

○森 はい、どうぞ。

○松山 1つ教えてほしいのは、これ1日で5トンを超えた場合が対象なんですね、書かれている。それで1,500円という。それが過重労働に当たるというのはどういうことでしょうかというのを、ちょっと担当課でもいいですから教えてほしいんですけれども。

○事務局 ちょっとこちらのほうで、5トンを超えるという理由につきましては調査をさせていただきたいと思えますので、即答はできないということでございます。

○総務部長 この町内清掃ごみというのは、市民の方が町のところを清掃したり、そういうときに周辺の道路上の草木とか、そういうものを取っていただいて、それを町内清掃ごみということで環境部のまち美化推進課のほうへ連絡をいただいて、それをとりに行くという作業でございます。もう皆さんご存じかと思えますけれども、こういった草木ごみというのは非常に季節性がございまして、特に奈良市の場合は、6月から7月の月間にかけて町内清掃を奨励しているような期間がございまして、そのときに一時的に多量のごみが一斉に出るというようなことがございまして、そういった収集作業を行うときに、こういう過重手当という形で手当を支給していると。これが常々通常あるのではなくて、普通、言

えば大体5月、6月、7月、ないしは秋のシーズンに非常に多量に出るごみという性質を持っておりますので、こういった形の過重手当を支給させていただいておるといってございませぬ。

○楠 5トン以内は出ないんですね。

○総務部長 出ないです。ですから、そういうシーズンに限り、季節性をもって支給をするというような形の手当というふうなことになります。通常、夏とか冬とかいうのは、夏といたって、市民の方が暑いさなか草取りとか剪定とかしませんので余り出ないですし、冬はもちろん雑草等、剪定、ほとんど市民の方も行われませぬので、こういったごみが多量に出るといってはないというような状況でございませぬ。

○森 上のほうの意味というのも何か補足できないですか、説明。ならやま大通りの。

○総務部長 これは、水曜日の日に限るといってございませぬ。奈良市の水曜日というのはプラスチックごみを収集してございませぬ。それで、プラスチックごみを収集すると、その周辺を含めまして、やはり道路にそういったプラスチックの破片とかそういうごみが非常にあちこち多く見られるといってございませぬ。通常より道路清掃業務をこの水曜日には念入りに行っておるといってございませぬところからの手当という形で支給をさせていただいてございませぬ。

ですから、あくまで通常業務で1回道路清掃業務を行った後に、水曜日についてはそのプラスチックの破片を收拾するための清掃作業をまた再度行っておるといってございませぬので、その部分に対して作業を行った職員に支給をしているといってございませぬような手当でございませぬ。

○森 どうですかね。

○松山 いいと思う。バツでしょう。

○森 一応バツにはしてございませぬ。ご説明聞いてございませぬ。

○楠 ちょっと意見だけ。

○森 はい、どうぞ。

○楠 今のご説明ですが、チェック入っているのは著しく危険、著しく不快、著しく不健康といってございませぬ。ちょっとご説明を聞いて、量が多くなるのはわかりますけれども、その量が多くなること、それ自体は通常業務の範囲内だといってございませぬように判断します。

○森 倉本委員、どうですか。

○倉本 通常です。

○森 わかりました。じゃ、これについてはバツといってございませぬ。

次、環境清美工場ですね。40ページになりますね。環境整備工場。これは全部チェッ

クが現状入っているんですけれども、これはこの工場を運用する当然の業務内容かなというふうに思いましたので、私は通常業務の範囲だということでバツにしています。

松山委員は同上という。

○松山 これに当たらないかと。

○森 当たらないですね。楠委員、どうでしょうか。

○楠 この工場でどういうことがされているのかということ詳しく知らないんですけれども、だから四角なんですけど、要は通常業務といわれるようなものと、ここに列挙されているものというものが、どのくらい通常なものと特殊なもので分けることができるのかによる、委員長おっしゃったように、これが通常業務でしょうと、列挙されているものが、というのであれば、通常業務の範囲を大きく超える下記の作業というのはちょっと日本語がよくわからなかったんですけれども、こういった作業自体が通常の業務の範囲を超えるものなのか、それともこういった作業の、従事するんだけど、その通常業務というものの範囲を超えるような業務が負担されているのかということで、2つ言い方があると思うんですね。この1から17に書かれているものがこういった一連の作業の中でも特殊なものであるということ強調されるのであれば、少し判断は迷うところかなと。ただ、これが1から17というのが通常業務で普通に行われていて、皆さんやっている話だと。だからそれが何か一定の量を超えた場合には特殊勤務ですよ、手当ですよと言われると、これがというふうなことなんで、ちょっと追加的な情報が欲しかったなということで四角にしました。

○森 事務局、どうですか。これ列挙されている17件ですかね、通常業務の範囲を大きく超える下記の業務となっていますけれども、これは通常業務も大きく超える、こういう担当を運用する場合ですね。

○事務局 判断させていただく基準といたしましては、職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に関する基準というものがございまして、そこに載っておるものが、昔の何も改正されていない状況のものでございますけれども、それに対して17項目、今書いておるものが対象となっておるという内容ということで、これが特殊性になっているのかどうかというところのことと言えば、すべてそうじゃないかというところでの判断でございます。

○松山 清掃工場でこういうことをするんでしょうけれども、当然安全性が確保しているだろうし、安全性確保のための技術も向上しているだろうし、そこで携わっている人たち

も安全教育も受けているだろうし、当然注意すべきことは注意されているでしょうし、事故も過去においてどれだけあったか、私はそんなにあったと思えないんですけれども、なにこしたことはないんですけれども、それでさほどというか、ここで言う著しく云々というようなことにはいっていないとして、通常業務の範囲内ですよということですね。

○森 いかがでしょうか、倉本委員。

○倉本 私もここでいろいろな、こういうのが清掃工場のお仕事なんだろうなというふうに解釈したんで、通常業務だと思いました。

○森 中核市の中でも2市しか出しておられないという、これは事務局ではどういうふうに考えていらっしゃるんですか。ほかは出さないといけないのに出していないというふうに考えられるのか、いや通常業務とみなしているというふうに考えるのか。

○事務局 その判断はちょっと今のところできないんですけれども、奈良は35市中の2市ということでございますけれども、広域清掃組合等があった場合はそこは対象から外れているところもあるのかなというところも、今その精査につきましてははしているところがございますけれども、現実として2市しかないということは、真摯に受けとめているところでございます。

○楠 質問よろしいですか。

○森 どうぞ。

○楠 5,218件支払われていますけれども、そもそもの職員さんの数というのはどのくらいあるのでしょうか。この今該当する部門。

○事務局 工場内だけですか…。

○楠 50人ぐらい、100件ですかね。

○事務局 50人弱、だから1人大体年平均100回、大体二、三日に一回程度ですね。

○楠 じゃ、2日に一遍ぐらいですか。

○事務局 ちょっとよろしいでしょうか。それぞれここに作業が1から17と非常に項目が多くて、それぞれの作業、例えば1週間に1回するものや、1カ月に1回程度のものもございますし、あとは半年に1回とか、17番なんか突発の事故というものですので、起こるか起こらないかわからないような作業というのが複雑にちょっと入り組んでおりまして、それぞれそういう作業をしたときに、直属の上司を通じて所属長の工場長のほうへこういう作業をしたということで、工場長がそれを認めて作業を支払うというような形の支給手続きをしております。ただ、言いましたように、この17項目、かなり多いですので、

それをある程度定期的にするような部分もございますので、そのときにその命じた職員、これを例えば5名なら5名で従事させるというふうに命じた職員に対して支給しておるところでございます。それがかなり項目が多いものですので、職員自身にとっては二、三日に1回程度こういう作業が、言い方は悪いですけども、回ってくるというような形になると思います。

○楠 いろいろ17項目ありますけれども、具体的なことですね、何をしているかやってみないとわからないところもあると思いますけれども、例えば12番の停電時における安全確保の緊急操作、17番の突発の事故に対する緊急修理というのは結構ストレスがたまるものかなとは思うんですね、通常業務に比べて。そういうことを考えたら、やっぱり個別に見てかないとわからない面もあるのかなとは思うんです、これは。ですから、その辺を見きわめないといけない部分があって、ただこの件数を見ていると、必ず毎日そんなストレスのかかるものを2日に一遍抱えながら仕事をしたら、それ自体大変な仕事になっちゃうので、そうではなくて、やはりその中でも絞り込める部分というのがあるのであれば絞り込んで、本当にこれは危険だよねとか、ストレスたまるよねという、先ほど滞納課ですか、滞納のときにすごくストレスがたまるじゃないかという話もあったと同じような形で、そのストレスというものを見ていくのも大事かなとは思うんですね。ですから、これずらっと並べられてこの件数を見ると、これは出し過ぎじゃないかとか、これは多過ぎじゃないか、通常業務化しているじゃないかとありますけれども、このたくさんあるのをよく見ると、少しは考え直さなきゃいけない部分があるのかなと。いろいろと細かく見ていった話ですけども。そうすると、ぐっと減るのかもしれませんが、本当に必要なものだけ残るのかもしれない。そこは何とも言えないと思う。四角というのはそういう趣旨なんですけれども。

○森 わかりました。これについては、実態のところがよくわからないというのと、払い出し方の実態がよくわからないというのと、あと業務の内容自身もだからわからないという、楠委員のご指摘もありましたので、これについては保留ということにさせていただいて、きちっとご説明を受けるということにしたいと思います。

○松山 よろしいですか。

○森 どうぞ。

○松山 そのとおりだと思います。これは実際の運用の中身、清美工場の中でこういう手当を支給するに当たっての手続が具体的にどうされているかというのを次回以降にわかり

やすく簡潔に鋭意ご報告いただきたいと、そのように思います。

○森 ということで、事務局よろしく申し上げます。

次、土地改良清美事務所ですね。41ページのところです。これについては、これも事務所の維持管理という通常の業務と、あと収集作業とあります。これも通常業務に含めるべきものであるというふうに判断しまして、私のほうはバツということにさせていただきます。

松山委員もバツ。

○松山 僕も一緒です。

○森 楠委員はバツついていますね。

○楠 先ほどと同じような感じなんですけれども、先ほどよりは比較的項目が少ないので判断できるのかと思いますけれども、土地改良清美事務所ですか、のり面整備作業に関して、説明によると重機を使う特殊な危険な作業であると。この事務所が通常業務としてどういうことをやっているのかということについての説明次第かもしれないですね。こういうような内容のものを通常でやっているのであれば、これは廃止でいいと思うんですけれども、そういうふうな、ここに書かれているような危険性というものがそもそもの業務にどこまで含まれているのかということを知りたいと思うんです。入り口としてはバツにしたいんですけれども、そこは先ほどと同じような観点から、もうちょっとこういうものが通常業務と比較してどのくらい危険なのかということ、少し追加的な説明があったほうが判断しやすいかなと思いましたが、入り口としてはバツの見方で考えています。

○森 倉本委員。

○倉本 私はバツにしたんですけれども、この中の一番ちょっとあれやったのが、不法投棄の廃棄物収集というのは、実際ちょっと聞いていた部分があるんですけれども、すごい結構危険な場面を見たことがあるので、このところはちょっとどうかなというのはあったんですけれども、業務のうちになるのかなというふうに、一応ペケにしたんですけれども。

○森 これも、そうですね、ちょっと業務内容をもう一度確認したほうがいいというご意見が今お2人から出ましたので、判断無理ということで四角ということでよろしいですか。またご説明をきちっと受けるということにしたいと思います。

次、建設部ですね。道路維持課のほうですね。これについては、これも実際の量というのはわかりにくかったんですけれども、かなり出るというニュアンスで書かれていました

ので、私はちょっと判定保留にしています。あってもいいのかもしれないし、なくてもいいのかもしれないし、ちょっと判断を迷いましたので、四角にさせていただいているんですけれども、楠委員も四角にされていますけれども、何か。

○楠 そうですね、追加的な業務量というのがどのくらいなのかというのがこれだけではわからないということですね。それで、1.5倍なのか、2倍なのか、10倍なのかというのはよくわからないところがあって、それから受任限度かどうかというのも大事だと思うんですね。職務命令として、それはちょっと勘弁してください、絶対できませんというものを、まあ何とかという話なのか、それともそれは通常の業務の範囲内として評価できるのかということで、受任限度を超えるものを押し付けてはいけないのは当たり前なんですけれども、その程度問題なのかなということなので、これは四角にしました。

○森 松山委員、バツですね。これは通常の業務範囲内、道路維持課の業務範囲であると。

○松山 町内清掃でこういうごみが出たときに、町内の方は、きっと収集したごみをそこから辺にほったらかしにするんじゃなくて、きっとごみ袋にきちっと入れて、ある一定の場所にきちっと置かれていると思います。奈良市もそうされているんじゃないかと思います。それが市民としての責任だろうと思います。それを受けて、市の道路維持課が収集するというを前提としています。できなかつたらそれをちゃんとしていただきたいと思いますが、そういう例もそんなに、そういう意味では日常業務の範囲内ではできだろうと思っております。

○森 市民の協力があれば、当然その業務量というのはそんなに多くないはずだろうから、先ほどの楠委員の話で言うと12名とか当然ないだろう、12件ないだろうという。実態としてはどうなんですか。量も含めて。

○事務局 道路維持課さんの場合での過重作業手当につきましては、書いてありますとおり、まち美化推進課等の作業というような対象業務という形になります。それから言えば、余り件数、金額等でのさせていただいても余りないのかなというところでございます。

○森 倉本委員。

○倉本 実際私たち、これに町内清掃で出したものをお願いしているんですけれども、むしろ過重というよりかは、休日にやるのが多いので、そっちのほうになるんじゃないかなというふうに思って、この場合では不要かなと思ったんですけれども。

○森 どうですか、楠委員は。

○楠 私はもうバツに近い。これを見ると、特に基準があるわけじゃなくて、大きく上回

るというのはそれだけのものであると。

○森 私も、ちょっと今お聞きしていきまして、それほどむちゃくちゃな状況になって停滞するというふうじゃないようなので、私もバツでもいいかなというふうに感じますので、これについてはバツということよろしいですか。

次、下水道維持課のほうですね。下水に係るものですね。これについては、ちょっと私も厳しい、下水道維持の通常業務に当たるのかなというふうに思って、バツにはしていません。倉本委員もバツですが。

○倉本 これはもうさっきのと同じようなので、よく状況がわからなかったんですけども、どの程度困難で危険か不快かというのが、不快はにおいて、下水ということでわかるんですけども、困難と危険の部分がちょっとわからなかったの。

○森 松山委員は。

○松山 手当の必要性のところを見ると、せっぱ詰まった思いはそこに書かれていません。そういう意味で不要かなと思います。しかし、やはり下水道のことですから、先ほども言いましたように不快な思いをするという、1日不快な思いをすることもあると思うので、そういう場合に限って支給されるというのは一応あってもいいでしょうということの意見です。

○森 楠委員。

○楠 ちょっと具体的な場面というのが、ここにもちょっと書いてありますけれども、余りイメージできないのかなと思いながら見ていて、ただ文言としては特に緊急を要する状況で、難度の高い緊急維持作業という、たくさん言葉を使っていますけれども、本当にそれが成り立つのであれば、これはもう通常業務と切り離すことができるのかなというのものもある。ただ、それがどんなものかということがいま一つ見えてこないですね。何かやっばり、といいながらも一般的に出しているのかなというイメージも、ですから本当にそういうものに絞り込まれて、通常作業では……

○事務局 よろしいですか。この作業手当につきましては、基準というものがございまして、3点ございます。下水道合流管のスクリーン及びミニポンプに堆積したごみ等の撤去作業、また流入した油脂により下水道管がつまった場合の油脂カバーですね、これの除去作業、それとマンホール及び汚水ますの破損による応急作業、この3点の業務につきましてのみ対象として手当が払われているというところでございます。

○森 というご説明ですね。それらについてはここの支給目的が該当しているので支給し

ているという。ですけれども、大丈夫ですかね。

○松山 それであればいいです。名前がね。

○森 これはやっぱりそういうミニポンプの扱いだったり、油脂の詰まるとかですね。

○事務局 マンホールの油分をとるということはもう汚くなりますので、不快な作業ということですが、件数的にも金額的にもこれは余りないです。

○森 今のご説明であれば、残してもいいのかなという、私個人としてはという感じも持っているんですけれども、楠委員、どうですかね、今のご説明で、困難というか不快というか。

○楠 実際どのレベルでの修正が必要か、全く無修正なのかどうかというものはあるんですけれども、今お聞きした中で、下水道について非常に大きなトラブルがあったり、破損したとか、程度はいろいろあると思うんですよね。一番重い程度を考えたときに、恐らく作業も危険な状況になるんじゃないかということは予想される。それに対しても手当がないとなると、特殊勤務手当としては、やっぱり相当の重いものに関しては他と比較した上で、出す出さないというのは最後、裁量だと思いますけれども、ほかとの比較になりますけれども、それはそんなにおかしな話じゃないかなとは思っています。前もありましたけれども、結局どれか絞らなくていいのかということだと思っていますよね。それがもし規則とかで変えられるようになれば、追加的にこういうのも必要だね、やっぱり要らないよねということで、そこでの足し引きになると思うので。ただこういう一般的な説明なだけで、じゃこういうものに該当するのは全部出しましょうと言われると、それはちょっと待ってくださいという話になると思うんです。だから、運用規則等でどの程度絞り込まれていて、実際残った 이슈がどのくらいのものなのかと。支給された場面というのは一体どんな場面で支給されていたのかということかもしれません。ですから、だから三角という、そういうことなんですけれども。丸、バツ、三角、四角だと三角になると。

○森 倉本委員、どうですかね。

○倉本 今までの話を聞いていたら、三角になるかなということ。3点に絞られているということは知らなかった。もっと一般的な広範囲だと思っていたので。

○森 そうですね。3点の中でももう少し精査すべきでないかというのが楠委員。

○楠 そうですね、ちょっと実際の起こった 이슈というのが、その3点の具体的な場面というものを今すぐに自分がかかわったわけじゃないので、具体的にイメージができないんですが。

○楠 資料の中については説明が、具体的なイシューに関してなかったということなんですけれども、要は大事なポイントというのは、どの部分を変えるのかということというのも、例えば三角になったときに、どの部分を変えるのかみたいなどころもあると思うんですよね。だから、三角でも条例にあわせなきゃいけない三角なのか、それとも規則のレベルなのか、それとも実際の運用面での三角なのかということで、我々ちょっと運用面までは何とも言いがたいところがあって、時間的な余裕もないので、だから今のお話で、運用面に関しては適切に行われているというのであれば、丸でもいいかと思うんですけれども。今3点というものが適切であるということと、あと運用面に関しては間違いなく適切に行われているということで丸かなと思います。

○事務局 事務局のほうから、長時間にわたってご議論いただいておりますけれども、当初は6時ごろを、2時間程度ということで予定をさせていただいておったわけでございますけれども、半時間ほど延長しておりますけれども、どういふ……

○森 私はもう、きょう全部やっしまわなあかんかなと思ってたんですよ。だから、きょうは次回以降、やっぱりヒアリングを入れていかない間に合わないかなという気がしたので、これは全部やらなといけないのかなというふうに思っているんですけれども。

○事務局 今までのご意見での資料というものにつきましては、事務局のほうでそろえた上での簡潔な回答を求めるとのことでの各委員様からのご質問でございましたので、それをまとめさせていただいた上で次回に報告という形で、前段の分につきましてはさせていただきますかなと。

○森 じゃ、3点が適切であると、3つのものが適切であると。もしくは、その中身についてやっぱり見直す必要があるというのを事務局のほうから出してもらってもいいですか。

○事務局 現状の3点についてということでございますか。

○森 そうです、その3点。そここのところにちょっと疑義があるというか、わからないので、その3点が通常業務、こういう危険なものであると、であれば別に今のままでいいわけですよ。存続で構わないわけですね。いや、例えばこれは嫌なんじゃないかとか、これは危険でも不快でも余りないんじゃないかとか、もしくはこれも加えたほうがいいんじゃないかとかというものあればやっぱり見直しという形に多分なるんですね、判定としては。

○事務局 それはこちらの方でやります。

○森 ちょっと一応これを保留ということにさせていただきます。

○事務局 すみません、よろしいですか。

○森 はい。

○事務局 15の下水処理作業手当、これも同じく下水道課が該当するようになっているので、その辺も何かそのときにあわせて確認していただけたらと。

○森 はい、これも判定保留になっていますね。わかりました。

次は、18-1ですね。過剰作業手当、教育ということですね。

これは、高い木の剪定ですか、作業等ということで、私は過重な労働負担かなと思ったのと、あとこれは手当の必要性のところに書いているんですけども、業者委託を行う方向で検討というふうに、これが妥当かなと。つまり専門家に任せたい方がいいかなというふうに思いまして、それはちょっとコメントで書かせていただいています。ちょっと、記号として何を入れるかとあれだったんですけども、一応見直し保留という形で、四角にさせていただきます。

松山委員、どうでしょうか。

○松山 これからこういう消防だとか、いろいろほかの問題もあるんですけども、1つの例として、ここの教育総務課で私が言いたいのは、そんなに危なかったらしてもらわんでええということです。危ないことまでして怪我でもされると大変ですから、する必要はないと。だから、危険でなかったらちゃんとしてください。でも、樹木の保守義務だけはありませんという考え方です。

○森 なるほど、わかりました。

楠委員。

○楠 松山委員と一部かぶっていますけれども、要はスキルを持った職員がやらないと危険なわけですから、そんなことをさせること自体がおかしいんですね。スキルを持ってそういうことができる職員がやったのに、そんな危険なものかということについて理解はできないということです。ですから、三角というのはちょっと、むしろ四角かバツですね。要は、本当に危険なものであれば250円って何なのかという話になりますし、スキルを持っているという前提だからさせているはずなんですよね。全く何もしたことない人をいきなり行かせてけがでもされたらそれこそ責任問題ですから、そんなことはないだろう。そういうことができる人がやっているのに、それでさらに危険だということは理解ができません。100メートルの木に登るんだったらまた話は別かもしれませんが、それだけじゃいけないと思います。

○森 倉本委員はバツ。

○倉本 私、松山先生と同じで、学校に勤務をする人の業務ではないとは思ったんで、そういう意味でペケということなんです。

○森 私も同じなんですけれどもね、業者委託のほうが適切じゃないかなという感じは受けたんです。これは実際に作業される方というのは、プロというか。

○事務局 いえ、通常の技能の職員でございます。

○森 ですよ。

○事務局 用務員という。ただ、なぜそこまでするかというと、やはり用務員としての業務の一環として低木の剪定等についてはやっております。学校・園につきましては、中高木、というものも存在することは確かで、それについてついでにやろうかという形でやっていただくに当たって、やはり高木についてはある程度危険を伴うというところから、こういう手当を出しているというのが1点。それと、これは市の事情でございますけれども、そういう業者を委託するというように予算が取れていないというところから、用務員であればやっていただいたらいいんじゃないかという学校側からの要請もあるということ聞いております。

○森 というご説明ですね。やはりプロじゃないので、危険は伴うと。

○事務局 ということは聞いております。

○森 でも、250円。

○事務局 金額的なものは、従前から余り見直しをしていないということで。

○森 だから、スキルがないという前提でいいわけですね、専門的な。

○倉本 普通の街路樹なんか、年2回ぐらいですよ、剪定されるのは。

○事務局 これは特にやっぱり学校・園ということになりましたら、例えば枝がちょっと折れかけて落ちそうなので子供に危ないからというような、緊急で切ったりがありますので、必ずしも定期的に切る以外にも、そういうシーズンには必ず切っておりますけれども、それ以外に、例えば近所の苦情で、自分とこの家のところに学校・園の樹木が侵入してきているから切ってくれとかいうような、そういった緊急要請に応じてでも、この用務員の人たちが切っている、そういった作業をしておりますので、そういう街路樹のような定期的作業以外にもそういった緊急的な業務はあるというふうに聞いております。

○森 どうですかね。他の市が出していないのは、多分委託しているんでしょうね、これね。どうですかね。

○事務局 そちら辺はちょっとわからないです。

○森 だから、今のところをまとめると、スキルは持っていないと、しかも頻度は結構多く発生するようですね。それに対して手当をしているという。

○松山 スキルがなければ、そんなに危険なことをしてもらったら困りますね。しないでほしいです。金額云々ではなくて、しないでいただきたいかと思います。

○森 ただ、委託の方向でといっても、この委員会としてはどうするかという話ですね。本来的には委託……

○楠 だから、委託ができなかったらだれかやるしかないわけですよね、その場合は。だから、見直しじゃないですか。

○森 見直しですかね。見直しだね。ただ、見直しということで、方向性としてはそういう危険なことはやるべきではないと。

○松山 そういう意味でバツだということですね。この制度があれば、危険な仕事を続けるということになるので。

○森 そうです、続ける。じゃバツかな。

○楠 バツですよ。

○森 バツですね。結局はそういうことやね。

○楠 だから、バツでコメント欄にそういうふうを書いて。業務自体を見直す。

○森 難しい。バツですね。すみません、混乱しました。

○森 休憩しましょう。じゃ10分。ちょうど40分前なんで、50分まで10分間休憩ということにしていれば。

(休憩)

○森 そうしたら、再開させていただきたいと思います。

それでは、19からですね。ここから消防の話に入っていきます。

まず、危険手当ですけれども、これは今ちょっと空き時間に見せていただいたんですけども、ほぼ同じことを言っているというふうに思います。ちょっと申し上げさせていただきましても、これを読むと通常業務なんだけれども、その中に危険なものもある可能性があるということで、私は精査すべきだということで、判定は見直しに近いわけですね。恐らく倉本委員が、業務のうちとはてなをしてあるのも、そういうことなんだろうなと思います。松山委員、楠委員も同じような形で、では何で250円なんだというところ

も2人とも言われているところなんですね。そういう点では、これはやっぱり中身をきちんと精査しないと先に進まないというふうに思いますので、これについてはちょっと保留という形にしたいなというふうに判断したいんです。どうですか。

○楠 これから消防局が続きますよね。同じような話になると思いますよ。

○森 そうですね。

○楠 だから、やっぱりこれは一度、聞いたほうがいいかもしれませんね。人事の方に消防の具体的な聞くのもあれなので。だから、この辺の一連のものに関しては同じような感じだと思うんですけども。

○森 私もそういうふうに思います。委員の皆さん、多分同じやと思うんですね。松山委員もバツになっているけれども、中身を読むと、やっぱり聞かないとわからんというところからだと思うんですよ。

○松山 過去の実績も1回、実績というのは、事故だね。それから、もう一つは、危険場合で、命がけで、事故の安全も加味しないで命がけで行くのと、その辺の判断がなかなか難しく、それで250円ということはないだろうというところで、こういうものは全部廃止して、本当に素晴らしいことをやるからといって、それはもう区長、市長表彰して、別の手当にするなり、そういうたぐいだろうということで、全体的には否定していませんけれども、まあそんな格好です。

○森 広い意味では見直しだということですね。これ、ちょっと消防については、ほかのところも同じような感じになっていますので、これについては委員会としてお話をきちっと担当の消防部局のほうからお聞きする機会を設けていただきたいと思うので、よろしいでしょうか。

○事務局 次回の委員会のときに、第3回のときにでもヒアリングをしていただくようなことをさせていただきたいと思います。

○森 よろしいですか。消防について今一括で申し上げましたけれども……

○松山 救急もそうですね。

○森 そうですね。

○楠 19から25ぐらいまでですか。

○森 消防はそうですね。せつかく聞くんだから、やっぱりちゃんと聞いたほうがですよ。これだけは確定的だということで、ちょっと消防についてはあり得ないかなというふうに思いますので。

○楠 評価も結構分かれているところなので、同じことを言いたいんだけど、評価が違うのかもしれないですね。

○森 そういうことは起こりますから、起こっていますからね。そうしたら、消防については25番までそのような扱いで、ちょっと保留ということにさせていただきたいと思います。

それでは、26番の保育手当ですね。これは、通常業務の範囲としてバツ、松山委員も同じですね。倉本委員も同じ、楠委員もバツですけども、同じですね。

○楠 同じです。コメントないですけども、同じです。

○森 これについて事務局、何かありますか。要するに保育士さんが保育をするのは当たり前だろうという。

○事務局 文面からいけば、そうでございます。

○森 じゃ、これについてはバツということで。

次、外務手当ですね。これは、かなりたくさん部の局に分かれております。まず、国保ですけども、私は通常業務だというふうに判断しましたので、バツということですね。松山委員はいかがでしょう。一応同じ。

○松山 外務も同じ、通常業務と同じですね。

○森 楠委員、これは同じですか。

○楠 はい。

○森 倉本委員は、同じですか。

○倉本 はい。

○森 これはバツということでよろしいですか。事務局もよろしいですか。

その次ですね、福祉医療課のほうですね。これについては、私は同じです。

松山委員も同じということですね。

○松山 はい。

○森 楠委員もですか。

○楠 はい。

○森 倉本委員も。

○倉本 はい。

○森 これもバツということで。事務局何か、あれば言ってください。これはこうすべきじゃないかとかあれば。

次ですね、保護第一課のほうです。これについては私は四角です。それで、55ページのほうですけれども、広域的には、または暴力的な性格の保護対象者がいて、それを対応しなきゃいけないときがあるということなので、どの程度そういう実態が起こるのかという。日額とって出されていますけれども、ということでちょっと四角にしています。

松山委員は、見直しということで、三角がつけられていますけれども、これは。

○松山 ケースワーカーというか、ケースワーク手当としての対応と書きましたけれども、そういう具体的なものに対しての手当ということにさせていただいたらいいかなとは思いますが。それ以外の業務でここの保護第一課にしろ、第二課にしろ、あるのかないかちょっとわからなかったんですけれども、教えてほしいです。

○事務局 ここでの、まずは生活保護というものの世帯累計でございますけれども、高齢者世帯、母子世帯、障害世帯、疾病世帯が約9割近くを占めておまして、その他世帯というのが今の4つを省いた世帯ということで1割ぐらいがございます。大体高齢者等につきましては毎月1回、また母子、障害、疾病については半年に1回とか2月に一遍とかいう形で行っておるといふところの現状がございます。その中で、その他所帯ということの方の中に、まずは粗暴なことによって体が不自由になられた方が保護を受けておられるとか、薬物によって保護を受けておられる方とかいう方が1割ぐらいその中におられると。その方に対するケースワークのときには危険を伴うということで、いろいろな粗暴な性格の方も含めておられるといふところと、薬物依存をされておられて、自立支援という形のお話を持っていったときに、もう危険の範疇というようなことが起きるといふことを聞いておりますので、その分についての対処ということで、ケースワークについてそういう危険世帯1割、奈良市の場合、保護世帯数は5,200世帯弱でございますけれども、大体800世帯、そこら辺の中でそういう方がおられるといふところでの危険性といふものを加味した手当ということで、支給をすべきであろうと考えております。

○森 今のご説明、そういう1割の、今恐らく1割の世帯のところに行くときだけ出しているということですか。そうじゃないですね。

○事務局 何かそこを含めての保護対象としたものであろうといふことでございますけれども、日額で出しておる関係でございます……

○森 つまり高齢世帯とかね、そこへ行ったときも出してはる。

○事務局 出しています。

○森 出していますよね。だから、暴力的な人のところに行ってしまう可能性があるとい

うことで出している、全員外務手当を出しているわけですね。

○事務局 そうです。

○事務局 結果、総じてそういうことでございます。ただ、報告からいろいろ聞かせていただいた中で、例えば高齢世帯で母子世帯のカテゴリーに入る方で、例えば精神疾患にほうになっていらっしゃる方、ただし精神疾患というカテゴリー、病院へ行かないために精神疾患という分野にならないだけで、高齢者世帯なり母子世帯なりのカテゴリーに入っている方がいらっしゃいます。そういう方々を訪問するとき、精神疾患の方等に特化した話で大変恐縮なんですけれども、会話がやっぱり成立しないと。非常に疲労感だけがたまってくるとか、それとか多くはないんでしょうけれども、例えば覚せい剤使用経験者のほとんどがC型肝炎感染症を持っていらっしゃるというようなことでも、病気になるおそれもあるというような、いろいろ生活保護の方につきましては、大半が社会適応能力不足ですとか、一定程度での生活に破綻を来している方ということになるかと思えます。経済的な部分でございますけれども、そういった方を相手にケースワークに当たられるというふうなところについての分危険であったりとか不快であったりとかという部分については総じて、そうでない場合もあろうかと思えますけれども、総じてそういう確率が高いようでございます。

○森 楠委員も実態についてさらに聞くというお答えをされていますけれども。

○楠 実際にどういう人に会ったのかということを経後的に申告して、もらうかもらわないか決めるというのは、ちょっと制度的には難しいところがあると思うので、その蓋然性が高いかどうかということで、出す出さないという判断というのは1つの制度のつくり方であると思うんですよね。ただ、ちょっとその実態というものがどういうものかわからなくて、およそ外務であれば、何か外で行動すれば、何らかの意味でのリスクというのはあると思うので、やはりどこかに線を引かなきゃいけないのであれば、合意的にこういうふうな、例えば、ものに巻き込まれてたりとか、例えば暴力的な行為を受けたとか、そういったものがケースとして目立つものであるならば、相当行く段階でストレスと感じると思うんですよね。だから、実際にあったら事象を経後的に申告させて、出す出さないを決めるというのはちょっと制度として難しいというのもよくわかるので、その辺があるので四角にしている部分があるんですね。蓋然性が高いというふうに全会一致で思えるのであれば、それはそれで出すというのは、制度としてはいいのかなと思っていますけれども、委員会で余り対して蓋然性がないよねという意見で分かれるのであればバツかなというふ

うに思いますけれども。

○森 どうですかね、同じ生活保護第一課で窓口で対応される件、当然ありますよね。来られて攻撃的な対応されるとか、暴力的に対応される方というのはあるんですか。

○事務局 当然ありますけれども……

○森 そうというのは手当は出さないわけですよね。

○事務局 それに対しては警察のOBの方に今は来ていただいておりますので、適切に対応させていただいているというところがございます。

○森 なるほど。

○松山 ここの支給目的が著しく危険となっていますけれども、私は余り危険というよりは、こういう生活保護で相手のご家庭に訪問して、いろいろなことをお聞きになったり、状況が大変、またしっかりと状況が見えるというようなことをするわけで、やはり先ほども言いましたように、つらい思いをするとか、切ない思いをするとか、またはそういうのを見るとストレスがたまるという、そういうような業務だろうなというふうに思います。だから、暴力団どうのこうのだけでなく、精神障害だとか非常に貧しい家庭だとか、そういうところに行ってみるといのは、そういう思いをするという意味でこういう手当、ケースワーク手当というふうなのでいいかなとは思いました。

○森 これは業務そのものですね、その生活保護世帯の方に、危険度が松山委員が言われたのが、いろいろなやっぱりつらいお話を聞かなあかんこともあるだろうしということも含めて、そうですね、生活保護の業務の中でも事務的な業務ももちろんあるしということを見ると、完全に定型的な業務とまで言えないし、しかもそこは一定の危険だとかつらさ、精神的な負担とかというのものもあるだろうというご意見だと思うんですけどもね。そこはもう合意できるだったら残してもいいんじゃないかということになるかと思うんですけども。

○松山 それも仕事だと言ってしまえば、それでも私は別にいいんですけども。

○森 そこはグレーなところが、それは大事な仕事ですから、確かにケースワークという生活保護の重要な仕事ですから。

倉本委員、どうですかね。

○倉本 同じように、業務の中かなと思うんですけども、その部分でいったら、手当の名前が違うんじゃないかなという気がしたんです。松山さんがそうおっしゃったみたいに、ケースワーク手当みたいな、外務手当というのとちょっと何か違和感があったので。

○森 外行ったら何かもらえるみたいな。

○倉本 何となくそんなふうな受け取り方をしたので。

○森 今お聞きしていると、廃止までは皆さん言われてないと思うんですね。廃止までは言われていない。それか、実態をもうちょっと聞いてからという形もあるかなと思うんですけれどもね。どうでしょうかね。

○楠 よろしいですかね。今はいろいろな議論があって、実際どういう方が出てくるかわからないというストレス、ここに書いてある暴力団、攻撃的な話だけではなくて、いろいろなストレスというのがあるかなと思うんですね。廃止か廃止じゃないかという問題もある、規則の運用面でも。全く今までにという意見はないですね、少なくとも。全く廃止というのも多分ないと思うんですね。それにしても、何らかの形で現状よりも改善した、名称も含めてということに関しては一致しているはずですから、これは今の段階で結論を出す三角なんでしょうね。

○森 見直しということですね。

○楠 今の段階で結論を出すとする。ただ、どういうふうに直すかに関しては、やっぱり精査させてくださいという。その結果、もうこれ以外の、今の現状以外は出しようがないですと、運用面考えても、制度面を考えてもという結論になるのであれば、これはもう結論として存続というのも別に否定はしませんけれども、我々としては見直す余地はあるんじゃないかと思えるので、見直してくださいといういい方だけでも、どう見直すかに関しては、むしろ現場の状況とかを加味しなきゃいけないということになるでしょうけれども、時間的余裕があるのであれば、我々がまた何かいろいろ聞くということもあるでしょうけれども、それは与えられた時間との関係で結論が決まっていくんじゃないかと思えますけれども。

○森 今の楠委員がまとめてくださったとおりでいいと思うんですね。委員会としては三角、見直しだと。それで、見直す方向性については、意見が出てきたものを踏まえて当局のほうで対応していただくというのが役割分担かなという感じがしますので、これについては三角ということにさせていただきたいと思えます。

保護第二、これは同じですね。課が違うだけで同じということで、これも三角ということでお願いしたいと思えます。

介護福祉課ですけれども、これは要介護認定の調査のための訪問ということで、私はこれは通常業務の範囲であるということでバツにしていますが、ほかの委員の皆さんも同じ

だということで、よろしいですか。じゃ、補足がなければバツということで。よろしいですか。じゃ、介護福祉課のほうは、これはバツということですね。

次、観光経済部なんですけれども、ごめんなさい、農林課ですね、ごめんなさい。農林課のほうなんですけれども、これは土地開発事業等の施工、指導監督ということで、これは私は通常業務の範囲だということでバツにしています。ほかの委員の皆さんもバツなんですけれども、同じということでよろしいですか。

○松山 はい。

○森 補足がなければバツということでお願いします。

次、JR奈良駅周辺事務所ですね。これは、ちょっと私は三角にしているのは、用地取得等ですね、権利者との交渉等で、曜日関係なく、時間もいつまでかかるかわからないとかというような中で、ほかの何か手当とか関係ないのかなと思ったんですよ。例えば残業手当とか、そういう超過勤みたいな話、そういうふうな関係がないのかということで、判定を三角にさせていただいているんですけれども、見直しということで三角にさせていただきました。

○事務局 確かに用地交渉等につきましては、昼間だけではなくて夜間というものもございまして、そのときに一般職の職員であれば残業手当等はつくというところなんですけれども……

○森 つくんですか。

○事務局 管理職等が行った場合は、その業務として行った場合には何も、残業手当等、実は管理職はつかない、一般事務職員だけが対象としてつくというような形でございます。

○森 一般職については両方出るということですよ。

○事務局 そうですね。

○森 管理職については長くないので。

○事務局 制度の情報としてなんですけれども、国のほうとしても用地交渉の手当は特殊勤務手当の中で規定をされている手当ではある。

○森 それはどういう状態ですか。危険が伴うとか。時間が、規定によれば。

○事務局 いろいろな方がおられますので、用地交渉の声をかけるときには、初めはずっと進んでいくんですけれども、やっぱり最後残るとするのは。

○森 なかなか難航する。

○事務局 事情を持っておられる方とかおられますので、それに対する事業の進捗を進め

る中でやはりストレスがたまる部分というところは。

○森 私はダブリがあってそっちのほうでということであれば、管理職はついていないからといってつけるのは変だろうと。そうなるとダブリが生じますのでね。そういった意味であれば、私はやっぱりバツかなというふうに思いますね。ほかの委員の方、どうですか。バツですけれども。

○楠 通常業務という、用地交渉、ほかのところもちよつと出てくるところもありますけれども、一番困難なものに出会ったときは相当困難だと思います、それは。昔も成田空港じゃありませんけれども、闘争になってしまう場合もありますけれどもね。そういうことを考えたら、またそれを中心に考えるのは別かもしれませんけれども、要は実際の勤務時間外にそれが及ぶのであれば、それに対する手当が出ているのは事実ですよ。その勤務時間内でほかの業務をせずにそっちの業務をすることが特別つらいのかなということだと思うんですよ。精神的な苦痛を伴うとか疲労を伴うというのは、疲労を伴う場合はあるでしょう、極端な場合は。だけれども、その中でも極端な場合を念頭に置いて一般的に出すものかという、そうではないだろうというのが、ただ、本当に極端なものに出会ってしまった人に対して、何の手当もないというのはかわいそうかなと思うんですよ。本当に大変な事態に巻き込まれることがあるんですけども、そういった意味で、ただ用地交渉をしたらみんな何かつきますよという話はちょっと出し過ぎかなというのがあるんですよ。いわゆるこの部の事務所の方が通常にする業務との比較で、典型的に特殊なのか、危険なのか、普通なのか、ストレスなのかという、そこまで言えないですね。だから、ちょっとバツと私ついておりませんけれども、限りなくバツに近い三角。三角になったとき、どう三角にするかはすごく難しい話だと思います。

○松山 用地交渉するに当たって、いろいろなプレッシャーがかかる場合は当然あるんですが、こういうような業務というのは、これは奈良市だったら奈良市が組織として行うわけで、個人プレーで自分の判断なりで行う行為ではありませんので、自己で普通にちゃんとやっておれば、個人の責任がどうのこうのということには立ち入らないはずですから、そういう意味で通常業務だと考えています。

○森 倉本委員はどうですか。

○倉本 私もこの担当課の性格からいったら、業務のうちかなと思います。

○楠 先ほど松山委員がおっしゃったことはそのとおりだと思って、制度としてはこうあるべきという、あるべき論からいったら松山委員のおっしゃるとおりなんですよ。1人が

用地交渉で特別のストレスを感じることで自体がおかしくて、それは市の責任であるという話ですから、市全体としてそういう場面に直面した場合には、それは何らかの対応を市としてすればいいので、1人にプレッシャーがかかるということ自体が異常事態だというふうに判断すれば、それはバツだと思います。

○事務局 ちょっとよろしいでしょうか。先ほど言いました国の基準なんですけれども、国ではどういった場合に特殊勤務手当を支払うのかということなんですけれども、基本的に土地等の権利者と面接して行う土地の交渉というのがまず1点ございます。その困難であると認めるものの基準なんですけれども、それにつきましては、土地等の権利者、被保証者等に対してそれぞれ最初の説明を行った以後、継続的に交渉が行われて、当該説明の日、すなわち最初の説明の日から起算して1カ月を経過した日においてなおその交渉自身が終了していない一連の交渉業務のうち、当該一月を経過した日以後に行われ、ですから2カ月目以降の交渉について、心身に著しい負担を与える交渉業務というような規定の仕方をしてございます。

○楠 今の話ですと、一定の期間を超えて、さらに実質的にそういうものであると認められた場合ですね。

○事務局 そうですね。

○楠 それはどうやって判断するのでしょうかね。

○楠 だれかが判断するのでしょうかね。

○森 これはちょっとあれですね、バツともなかなか言いにくいところがあるわけですね。

○楠 恐らく業務の実態として、どなたか担当者が非常につらい思いをされるというのが実態なんではないでしょうか。だから、それをさせるんじゃないという議論からすれば、そもそもこれは上げる対象。

○松山 この担当課はJR奈良駅の周辺の再開発の周辺の担当課で、そういう担当課に入ればこういうことは当然ついて回るわけで、その市として行う業務、一々こういうものまで、別に個人が、先ほど言いましたように、判断してやるわけがないでしょう。何かめごとがあれば、それは奈良市が上げて、多分バックアップしてくれるはずですから、だからそういうのでそういう手当の支給は要らないと思います。

○森 要らない。どうですか、楠委員。支給実績がほとんどないんですね。

○松山 これから出るんですか、これは。

○森 どうですか、見通しとしては。参考までに。

○事務局 開発事業というものはこれから西大寺地区等につきましてございます。ただ、ちょっと当該課じゃございませんので、ちょっとそこら辺は…。

○森 国の規定に照らしてもちょっとあれですね、バクッとしている感じはしますよね、出し方が。国のほうも、さっき言われたように、誰がどう判断するのか。期間を超えてかつそういうふうにも認められるものという。ちょっと悩ましいですね。

○楠 この制度がいつできたかわかりませんが、恐らく用地交渉が一番難航していた時代、この制度のときにこういうのができて、本当に担当官が物を投げられたりしたケースもあるわけですね。だから、そういうものの背景があっただけでこうなっているんじゃないかと思うんですけれどもね。だから、それも340円という、本当につらいことを340円でやれというのかという話も。

○森 見直しですね。

○楠 だから、昔の名残であるということがすごく感じられるんですね。ただ、それはもうやっぱり松山先生がおっしゃったように、市として責任を持ってやるものに関して、1人がストレスを感じるということ自体を前提にしてもおかしいというのは、まさにそのとおりだと思いますので、制度の趣旨を直接ストレートにいくのであれば廃止です、趣旨からすれば。ただ、実態を見たときに、ちょっとおかしな実態を前提にするかどうかという。

○森 そうですね。私のほうもさっきも言ったように、残業権にダブっていると。そこについては、その面でも廃止でいいのかなと思っていますんですけれども。余りストレスとかというのも感じないとか、実際はわかりませんよ、わかりませんが、聞いてもそんな危険な事態とか、しょっちゅう恐喝に遭うとか、そういうふうなことはちょっと考えにくいというのがあるんですけれども。

倉本委員、どうですかね。

○倉本 どんなものですか。よくわからないんですよ。

○楠 あり得るとすると、国のように本当に絞り込むような、何かをした上で、それが払われた場合にはちゃんとチェックをすると。だれか、自分たちで決めるんじゃなくて、何かのチェックが入る前提で出すというのであればまだわかるんですけれども。

○森 見直しですね。

○楠 ただ、それができるかどうかというのはそれはちょっと、そういうところにいるいろいろな不透明なものが出てしまうので、そういったことはやはりこういう機会にやめていこうという趣旨なのであれば、スパッと行ったほうが。それこそ340円で何か変わるわけでは

いと思うので。職名で行くわけですよ、当然この事務所に配属された人は。だから、そこは何か余り制度として、あったからというものではない。ただ、先ほど申しあげましたけれども、お金がインセンティブになるという趣旨ではないわけだから。

○森 全く実績もないし、廃止ということでもよろしいですか。じゃ、西大寺のほうも同じなので、廃止ということ。

次、公園緑地課ですね。これについては、基本的には通常業務であるということで私はバツにしています。ほかの委員の方も同じということでもよろしいですか。

○松山 倉本さんもないし、バツで。

○森 事務局もよろしいですか。これはバツということ。

開発指導課のほう、これも同じだというふうに判断しましたので、私はバツです。倉本委員、四角。

○倉本 ちょっと内容がよくわからない、この評価シートだけでは内容がよくわからなかったのと、それから工事現場の立ち入り調査とかの報告なり検査とか、そんなに危険じゃないかなと思いつつも、ここには危険を及ぼす場合があるとかというのがあって、ちょっとその内容がよくわからなかったのも、四角になっているんですけども、要らないだろうとは思ってはいません。

○森 バツに近いという。

○倉本 はい。

○森 事務局、どうですかね。大体バツという意見なんですけれども。

○事務局 開発指導課さんに対する手当としては、場所が、現地調査というものが、事前調査なのか最終の調査、開発行為につきましても、またそれでも変わってくると思うんですが、そこら辺のことでの現地調査ということにつきましては、ちょっとこちらのほうではそこまでの質問を当該課のほうには聞いておりません。

○森 抽象的に危険を及ぼす場合があるというだけでは、ちょっと手当がつく根拠にならないかなというふうに、ことだと思いつつも、どうですかね、松山委員さん。

○松山 廃止です。

○森 倉本委員、よろしいですか。

○倉本 はい。

○森 これ、委員会としてはバツをつけるということでもよろしいですか。

次、建築指導課、これも同じような手当ですね。崖地とかがさっきと同じようなんです

けれども、一般的にそんな危険なものじゃないだろうという、通常業務の範囲内であったということでバツにしていますが、松山委員さんも同じですか。

○松山 はい。

○森 倉本委員も同じ。

○倉本 はい。

○森 これはもうバツということで。

次、土木管理課ですね。これも私は同じ趣旨でバツにしていますが、ほかの皆さんもバツですが、同じということによろしいですかね。

○松山 はい。

○森 業務範囲内であるということで、これはもうバツということで。

道路維持課ですね。これも同じですかね、同じ趣旨で私はバツにしています。倉本委員もさっきと同じで。

○倉本 そうですね。さっき、そのずっと前にあった道路維持課のところの部分と同じようで、ちょっとよくわからないところがあったんですけども、そういう意味でちょっと四角になっているんですけども、要らないだろうとは思うんですけども、内容がよくわからなかったの。

○森 ほかの委員、お2人どうですかね。

○松山 道路維持課ですか。

○森 ええ、道路維持課ですね。

○松山 通常業務です。

○森 ですね、通常業務と思うんですけどもね。楠委員。

○楠 道路維持課で、それこそ危機管理意識を持っているのであれば、通常業務の中でやっているんじゃないでしょうかね。

○森 じゃ、バツということでよろしいですか。

じゃ、道路建設課ですね。これは私、さっきと同じですね。残業手当みたいな、用地交渉の話ですかね、さっきと同じなんですけれども、これがあるのであれば、なくすという意味で見直しにしたんですけども。

松山委員はこれ、著しく困難な、さっき出た話と似ていますね。

○松山 先ほど出たお話と似ていますけれども、似たような場合なのが、西大寺の場合は、その地域全体とはっきりわかる話で、1つのプロジェクトとして成り立っているわけで、

道路の場合にはどこかで新しい道路を拡幅するとか、別のところへ引くとかということで、今、私の感覚的には地域性が強いというか、地域の人たちとひざを突き合わせていろいろと話をしないといけない場面が発生すると。そういう場合には、そういうことがあってもいいかなど。しかし、よく考えたら、先ほどの奈良駅と西大寺と余り変わらないかもしれませぬね。

○森 お2人の委員、どうですか。楠委員。

○楠 さっきの西大寺の話と同じ、奈良駅の話ですね。

○森 同じ。倉本委員も同じ。

○倉本 はい。

○森 私もさっきと同じなので、これはバツということで。

次は、街路課ですね。街路課も同じ、私、同じです。ほかの委員の皆さんもバツということですね。同じということでよろしいですね、3人。これもバツということで。

次の下水道総務課ですね。これは私は通常業務の範囲内だということでバツにさせていただきます。ほかの委員の方もバツですけれども、特段ないですか。同じような理解で。

次は、下水道維持課ですね。これも同じです。ほかの委員の方も同じということでよろしいですか。これもバツ。

下水道建設課ですね。これについても同じということでよろしいですか。バツ。

次、5ページ、次は河川課ですね。これについては皆さんバツになっていますけれども、よろしいですか。通常業務内ということであります。これはバツです。

営繕課ですね。これは、倉本委員が四角になっていますが。

○倉本 先ほど同じで、内容がよくちょっとわからなかったのです。

○森 なるほど、なるほど。これは事務局のほうで内容を補足することはありますか。私は通常業務内の範囲だというふうに判断しましたけれども。

○倉本 著しく不健康とは思えなかったのです、バツなのかなと思ったんですけれども、内容を調べるとアスベストとかそういうことで書いてあるのかなとは思ったんですよ。ちょっとその辺がよくしっかり判断できなかつたんで。

○森 事務局どうですかね。アスベストとかは別に、防塵マスクとかちゃんとしないといけないとなっていますから、きちっと対応されるんだと思うんですけれども。

○事務局 営繕課のほうとしては、現場監督という立場で実際現場に行きますので、そこ

での従事されている方に対しての安全面での指導や徹底とか、通常のものであれば営繕課としてのそういうものを間違いなくやっているかどうかの確認という、ストレスがたまるところなんじゃないかなというようなことがあるかなと思います。

○森 それは業務内の範囲ですかね。

○松山 はい。

○森 じゃ、バツということで。

住宅課も同じですね。営繕、市営住宅の違いだけで。バツということでよろしいですか。ちょっと違うのかな。同じか。業務的には同じやというふうに思うんですが、バツということでよろしいですか。

○倉本 はい。

○森 次、災害復旧ですね。これは丸がついている方が多いですね。なるほど、私だけが四角、保留なんですけれども、これなんですけれども、これは何で四角にしているんでしょう。基本認めるという方向だったと記憶しているんですけれども、何か業務の実態とか通常業務に与える影響を確かめたいということで四角にしております。これは松山委員が書かれているように、やっぱりふなれな仕事に従事されるということになるんですよ。

○事務局 災害復旧業務手当につきましては、平成23年度出しておりますこの件数及び金額につきましては、多賀城市への派遣という、東日本大震災に伴います復旧支援のところでの手当が出ておるというところでございます。

○森 なるほど。じゃ、これは残すということで。丸ということで。

次、年末年始勤務手当ですね。

まず、環境部の企画総務のほうですね。これは担当課から廃止の方針が出されているんだと思います。内容も見たんですけれども、他市もほぼないということも加味して、私はバツにしています。松山委員は残業手当と二重。

○松山 残業手当というか、残業手当等、ほかの手当。

○森 ほかの手当と二重。これは二重になっているんですね、超過。

○事務局 28日で御用納めとして、29日以降は、年末につきましては当然手当が出ております。

○森 そうですね。ダブるわけですね。倉本委員もその趣旨ですね。ダブる。

○倉本 はい。

○森 検討よりはバツだということですね。楠委員も。

○楠 今の説明ですとバツです。

○森 バツですね。じゃ、これはバツということ。

リサイクル推進課、これも同じですね。ちょっと私は、何か業務のところに触れていたんですけれども、違いがわからないのでこれもバツでいいかということで、バツということにしています。コメントはありますが、バツにしています。ほかの委員の方も同じ、さっきの企画総務と同じということによろしいですか。じゃ、これもバツ。

収集課も同じですね。これもバツということによろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森 まち美化推進課ですね、これもバツということによろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森 あと、すべて同じになっているかと思うんですけれども、環境部についてはどうですか。あと環境清美工場ですね、これも同じかなと思う。バツによろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森 土地改良清美事務所もバツですね、よろしいですね。

施設課もバツによろしいですね。

消防局ですね。消防局もバツになっています。これも同じということによろしいですか。じゃ、消防局もバツということですね。

年未年始についてはすべてバツ。

29-1ですか、次。宿直・日直勤務ということですね。29に同じということで、倉本委員もこれについては同じということによろしいですか。

○倉本 はい。

○森 じゃ、総務部の人事課のほうについてはバツということをお願いしたいと思います。

次、精神保健業務ですけれども、これは保健所の話、先ほどもちょっとありましたね。保健所についてはお話を伺うということになっていたかと思います。14の環境検査のところですね。お話を伺うというふうになっていたかと思います。これについても多分同じ、丸になっている方は多いと思うんですけれども、どうですかね、これについても一括で話を聞くのは可能ですか、事務局のほうで可能ですか。

○事務局 可能です。

○森 これ、お伺いしてからもう一度判断するということがいかがですか。

よろしいですか、それで。じゃ、さっきの環境検査とあわせて、この業務がどういうもの

なのかを聞いた上で、再度判断させていただくということにさせていただけたらと思います。足りないところはありませんね。

一応ここまでで全体の判定ということですね。それで、この委員会で、もうこれで決定してしまうのか、もうちょっとやっぱり話を聞くのかというのがあると思います。

一つ今日のところを確認したいんですけども、まず1の奨励手当については保留という形に今のところなっているんですね。どれだけ大変かというのがちょっとありまして、判定保留になっています。これはどうしましょう、ちょっと時間の関係もあるんですけども、次回、もう一度議題ということにしますか、これについては。

○松山 上のほうまでは、次回で。

○森 次回もう一度。担当から聞く必要はありますか。

○事務局 奨励手当につきましては、その5課のほうから再度具体的の内容につきまして、文書をいただくということで、それを次回……

○森 そうですね、文書で対応したいということによろしいですか。じゃ、それで再度判断させていただきたくということ。

○事務局 今回、そうしたらどれだけ大変なのかというふうなことを担当課のほうから訴えかけるような形でごらんいただけると。

○森 そうですね。

2番目、3番目については、もう残すということで、丸ということになっています。これは決定でよろしいですか。委員会としては決定としてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森 火葬作業手当についてはバツですね。これはもう委員会として決定ということによろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森 次は、清掃勤務ですね。これについては各課ともバツになっていますが、これも委員会としては決定ということによろしいですか。委員会の判断としては決定でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森 し尿処理については、これは四角になっています。基準を明確にする必要があるんじゃないかということなので、じゃこれについてはヒアリングをお願いするということによろしいですか。

（「はい」という者あり）

○森 そのように判断をさせていただきます。

次は、8番の美化清掃業務手当ですね。これについてバツ、委員会としてはバツだということでしょうか。

（「はい」という者あり）

○森 そして、9番ですね。廃棄物処理作業手当については、環境部のものについてはすべてバツということになっています。これは委員会としては決定ということでしょうか。

（「はい」という者あり）

○森 次の大型ごみの手当についてもバツ、委員会として決定ということでしょうか。

（「はい」という者あり）

○森 廃棄物等現場指導業務手当ですね。これは丸ということになっています。委員会としては存続させるということにさせていただきます。

動物死体収集作業手当については丸ということで、存続ということにさせていただきたいと思います。

大型特殊自動車等運転手当、これはちょっと一個人としての話という話でありますけれども、利用手当、技術手当等についてはコメントはありましたが、手当としてはバツということですね。よろしいですね。

（「はい」という者あり）

○森 環境検査手当、これはヒアリングをかけて、後日判断するということですね。

下水処理作業手当についても、同じようにヒアリングさせていただいた上で判断することでしょうか。

（「はい」という者あり）

○森 道路舗装等作業手当ですね。これについては中身をきちっと精査した上で存続という意味で、見直しということでしょうか。

（「はい」という者あり）

○森 夜間業務手当については、これはバツということです。

次、3ページにあっていただきまして、過重作業手当ですね。環境部のものについては、リサイクル推進課からまち美化推進課までは廃止ということでしょうか。

（「はい」という者あり）

○森 環境清美工場については、これは見直しですね。これはヒアリングをかけて見直しという、再度検証ということですね。土地改良清美事務所についてもまとめようということで、お話を伺いたいということで、保留ということにさせていただきます。建設部の道路維持課については、これはバツということで、もうよろしいですか。

（「はい」という者あり）

○森 下水道維持課については、これは概要をお話伺った上で判断するというので、保留ということにさせていただきますということでよろしいですね。

（「はい」という者あり）

○森 次の教育のほうですけれども、これについてはバツ、手当としてはバツだということでよろしいですか。

（「はい」という者あり）

○森 次の消防局については、お話を伺ってから判断ということで保留ということで、25番まで保留ということですが。

26番の保育手当についてはバツということでよろしいですね。

外務手当については、市民生活部、国民年金ですね、これについてはバツ、保健福祉部の福祉医療課についてはバツ、保護第一課、第二課については、これは幾つか意見が出ましたけれども、今のままではまずいといたしますか、合理的ではないだろうということで、見直しをしてくださいということが出ましたので、三角というふうにさせていただきたいと思えます。

介護福祉課については、これはバツ。

観光経済部からずっといきまして、建設部まではすべてバツという判断でおりますが、よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○森 次に、28番の災害復旧、これは丸、残すということで。

年末年始勤務手当については、これは環境部、消防局含めてバツということでよろしいですね。総務部についてもこれはバツということですが。

新規の手当については、これは原課からお話を聞いて判断するというのでございます。以上で間違いはないでしょうか。

ちょっとかなり長時間になりまして申しわけないんですけども、一応一次判定の結果

については、委員会としては今の形でとりあえず第一段階の検証終わりということにしていきたいと思います。

今後のスケジュールも含めて、何かご意見等ありましたらお聞きしておきたいと思うんですが。

○楠 スケジュールなんですけれども、次回に三角四角に関して再度お話いただくということですね。次回、そのお話を聞いて、我々としての残った部分、積み残しされた部分については判定が出てくる。どういう形の提言書にするかというのものもあるんですけれどもね。判定の一覧を記して、あとどういうあれですかね。

○松山 その結論に至った経緯を書かないといけないですね。

○森 そうですね。どういう基準で、さっき冒頭に出ていた、ほかの本俸と加味しないとか、そういうようなことも必要、書かないといけないですね。

○松山 あとはヒアリングの結果で。

○森 そうですね、あとその経緯を書いてということですね。

これはやっぱり、でもコメントは書かないといけないでしょうね、ややこしいところについては。ややこしいというのは、バツのところは構わないと思うんですね。バツのところは、バツも書かないとだめか。

○楠 だから、これは本来の業務でないというところ。

○松山 そこをどう書くかが、書かないですばっと流してしまうところもあるだろうし、ある程度説明をきちっとしないといけない部分もあるでしょうね。

○楠 誤解をされると困るところもありますから。

○森 そうですね。

○松山 例えば、保育手当は廃止ということに今日決まりましたけれども、その理由はどのようなことですかと。

○森 そうですね。そうすると、そこはやっぱりできる限り丁寧には書いたほうがいいんですよね、基本的にはね。書かないほうがいいですか。

○松山 余り、どうでしょうね。

○森 丁寧に書くとややこしくなっていく面もあります。

○楠 一括の部分までがそういうふうにとれるかどうかというのは。だから、判決みたいには、補足意見を書くのかとか、ややこしくなります。だから、考え方というのは先に書かないといけないと思うんですけれども、その考え方に基づいて我々判定しているはずなの

で、結論がこうなりましたというのはまず核として書いて、あと補足的に、これは本来やるべき業務でないから、特勤廃止というよりは、むしろ業務としてあるべき姿にしないという、そっちのほうのコメントがあるのであれば補足的なコメントを書いていくという形で。

○森 個別のものに。

○楠 必要なものに。あとは、委員個人の意見からして、何か議事録とか残っているはずですから、それに対応すればいいんじゃないかと、公表されますから。だから、そのくらいで、あとは何をつけるかぐらいの話じゃないかと。だから、それはもうみなさんのポリシーの問題なんで。

○森 やっぱり今も、できる限りシンプルにしたほうがいいということですね。

○楠 そうですね。ただ、その基準に従っているはずなので、我々は。

○森 だから、基準に従ってこう判定するけれども、補足が要るんじゃないかというところについては書くということですね。

○楠 その基準だけで判断できないものがあるのかもしれないし。そもそも業務として本来やるべき業務じゃなかったら。

○森 確かにありましたものね、そういうのが。

○楠 この特勤が廃止というのは当然だけれども、特勤を廃止することが目的じゃなくて、業務自体をちゃんと業務委託しなさいという判定をしますから、そこは誤解がないように対応するように。

○森 それは数としてはそんなに多くはなかったかなと思いますので、だから基準のところをきっちりと書きこんで、それに基づいて判定したらこうなりましたというのをベースにすると。それで、例外的にというか、説明が必要なものについてはコメントをそれぞれについて付す形で行うと。あと、こういうのを加えたらいいんじゃないかというのがあれば、原案出した、だから4回目のときに委員の皆さんから出していただいて、最終案に持っていくという、そういうスケジュールでどうですかね、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森 事務局、よろしいですか、そういう段取りで。

ほか、何かございますか。事務局のほうから何か。よろしいですか。

次回、ヒアリングの協議ということできたいというふうに思いますので、あと事務局のほうで、原案作成して見ますけれども、ちょっと次回見ておいていただいたほうがいい

と思うところについては早目に出しておいて対応するという形で。

○事務局 ヒアリングの対象とならない文書でのそれ等につきましては、先に委員長のほうへ報告させていただきます。委員さんも含めまして報告させていただくということでしたいと思っております。

○森 わかりました。

○森 それでは、きょうの委員会はこれで終わりたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。